

第七回 国会 電氣通信委員会 公聴会 議録第一号

昭和二十五年二月七日(火曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

委員 定輔君 理事 高垣 三郎君

理事 飯塚 純一君 理事 河野 新吉君

理事 中村 善壽君 理事 受田 新一君

理事 松本 一治君 理事 河野 新一君

理事 江崎 一治君 理事 河野 新一君

理事 浅香 忠雄君 池田正之輔君

理事 中馬 辰雄君 降旗 徳弥君

理事 土井 直作君 川崎 秀二君

理事 田島 ひで君 今井 耕君

出席公述人

評論家 阿部眞之助君

読売新聞社 梅田 博君

論議委員 神野金之助君

名古屋鉄道株 式会社社長 杉山 勝美君

朝日放送株式 会社社長 杉山 達郎君

社設立準備委 員 古垣 鉄郎君

社団法人日本 放送協会会長 別所 重雄君

株式会社ラジ オ日本創立 事務局技術部 長 水谷八重子君

芸術座座頭 森田 實君

早稲田大学教 授 吉村 正君

委員外の出席 者 専門員 吉田 弘苗君

本日の会議に付した事件
放送法案について

○辻委員長 これより電氣通信委員会
の放送法案に関する公聴会を開会いた
します。

この際公述人諸君にございさつを申
上げます。本日は御多用中にもか
わらず、当委員会の公聴会に御出席
下さいましたことにつきましては、委
員一同を代表いたしまして委員長より
厚く御礼申し上げます。

申すまでもなく、本法案は同時に提
案されております電波法案とも関連
いたしまして、国民が重大な関心を有
する放送事業を根本的に改革整備せ
んとするものであります。すなわち現在
占的に行われております放送事業を
国民一般にも自由に開放し、国民的、
公共的な放送企業体とし、自由な文化
放送事業の民主化並びにその発展を
期し、国民に十分な福祉を享受せしめ
んとするものであります。従いまして
現在社団法人である日本放送協会は、
この法律によつて規定せられる公共性
の強い特殊法人となり、各種の特権を
えられるとともに、必要な監督を受け
ることといたしております。また一方
一般放送事業者には、若干の規整のほ
か、自由にその放送事業を行うことを
保障しております。

思うに、公聴会を開き、各位の御足労を
願つた次第であります。公述人諸君に
おかれましては、本案についてあらゆ
る角度から懇意な御意見を御発表さ
下さるようお願いする次第でありま
す。公述の時間は一人二十分程度と
し、公述の後には委員諸君より質疑があ
ることと思ひますが、これに対しても
忌憚なくお答え願ひたいと思ひます。
なお念のため申し上げますが、衆
議院規則の定めるところによりまし
て、公述人が発言しようとするとき
は、委員長が許可を得ることになつて
おります。次に公述人の発言は、その
意見を聞くこととする問題の範囲を越
えてはならないのであります。もちろ
ん本法案は電波法案、電波監理委員
会設置法案とともに電波三法案として
一体的なものであり、全然切離して考
えることは不可能でありますから、御
意見が他の法案にも及ぶこともあろう
かと存じますが、本日は放送法案につ
いて御意見を伺うのでありますから、あ
くまで放送法案を中心にお願ひいたし
たいと思ひます。また委員は公述人
に質疑をすることはできますが、公述
人は委員に質疑することはできません
。以上お含みお願ひします。次に公
述人諸君が御発言の際は、便宜上座頭
に職業または所属団体並びに御氏名を
述べていただきますと存じます。なお
発言の御順序は、かつてながら委員
長御指名の順序に発言台で御発言を
願ひたいと思ひます。

それでは神野金之助君。

○神野公述人 私はただいま御紹介を
いただきました神野金之助でございます
。職業は名古屋鉄道株式会社の取締
役社長をいたしております。

それではこれより御審議中の放送法
案につきまして、私の考えを申し述べ
たいと存じます。このたび従来の無線
電波法にかわりまして、放送法、電波
法、電波監理委員会設置法の三法案が
国会に提出せられましたことは、その
御趣旨におきまして非常にけっこうな
ことと存ずるものでございます。こと
に放送法案につきましては、従来社団
法人日本放送協会が、全国民に基盤を
持つ特殊法人となりまして、公共放送
の使命が一層重要視されております
点と、一方これに並行いたしまして商
業放送が可能となりましたことも、時
勢の進展に即応いたしましたものと考
えて、まことに喜ばしく存ずるもの
でございます。商業放送すなわち広
告放送について考えますと、今後わ
が国の各産業の自由競争ということが
当然に考えられるのであります。そ
れに伴つて広告宣伝がますます盛ん
に行われるようになることは、必然の
趨勢と考えられるのでございます。こ
のときにあたりましては、放送法の道が開
かれましたことは、ひいてはあらゆる
産業の発展に寄與することになりまし
て、広告放送の役割はきわめて重要で
あり、これが健全に発達することを切
に望むものでございます。また法案に
ついて見ますれば、一般放送について
は何らの制限もなく、自由闊達に放送

が行われるようになっておりますこと
は、放送事業の発達の上にまことにけ
つこうなことであつて、心から賛成を
いたすものでございます。しかしただ
一つ私の懸念いたしますことは、商業
放送が自由であり、闊達に行われま
すことを利用いたしまして、商業の告
告の名のもとに、それ以外の特殊の目的
のためにこれが使われはしないかとい
うことでございます。もしこのよう
な杞憂がありいたしますならば、これ
らに対して何らかの考慮が拂われる必
要はないかと懸念いたしますもので
ございます。これはしかし単に私の杞憂に
すぎないことを望むものでございま
し、この点は別といたしますならば、
私は日本産業の振興のために、商業放
送が自由に闊達に国民大衆のために行
われまことは、大いに賛意を表する
ものでございまして、その意味にお
いてこの法案に対して賛成をいたす
ものでございます。

次に、公共放送の点について考
えますと、もと／＼わが国放送事業
は、その公共的な性質にかんがみまし
て、事業体は当初より公益法人として
発足いたしました。東京、大阪、名古屋
に社団法人としての放送局がまず設
立された後、その後各地に放送局を
新設して、全国民が利用できるだけ
容易に、平等に放送を聞き得るよう
にいたしますために、全国を一本とし
て現在の日本放送協会が生れたもので
ございますが、これが今回さらに全国民
を基盤といたしまして、一層民主化され

た形に改められようといったされますことは、まことにけつこうなことでございまして、國民のものである公共放送が、かかる確固たる基盤と強力なる放送網とに助けられまして、将来の一層の発展を約束せられますことは、非常に望ましいことと存するものでございます。しかしそれだけにまた新しくできる日本放送協会は、一層重大な公共的使命を背負うこととなりまして、ひいてはその関係者たる役員員の責任等に関します規定が法案に盛りれておりますことは、当然のことと存するものでございます。しかし一方放送事業のような文化的であり、かつ時事的な事柄を取扱う仕事におきましては、自由闊達な運営ということもまた大切に考えるのでございます。公共放送と申しましても、いわゆる官僚統制とか、官製放送になつてはならないと存するものでございます。従つてあまりに複雑な監督機構は、できるだけ避けらるべきであらうと考えます。

この点についてはなほだ失礼とは考
えますが、幸いに私の意見を率直に申
し述べることをお許しいただきますな
らば、放逐法案を一読いたしましたて、
国家機関の監督關係がどうも少し複雑
過ぎるのではないかと考える点でござ
います。協会に対するすべての監督
を電波監理委員会に集中いたしまする
ことは、これは往々にしてその弊害を
生ずるおそれもございまして、そのた
めに協会に対する各種の監督権を分立
させることも、一応はうなずけるので
ございますが、实际的に申しまして、
あまりに多くの国家機関が監督いたし
ますことは、結局協会が同じような事
務を重複して行われなければならない

どういふばかりではなくして、ややもすれば官僚統制に陥る結果ともなりまして、事業経営の面から申しますならば、必ずしも適當でないと思われるのの承認を得て任命されるというような手続をとつておりますから、事業計画、收支予算その他の点につきましても、さらに国会の承認を要するというようなことは、どんなものであろうかかと一応考えるのでございます。また監査の面におきましても、同様経営委員会が任命いたしました監事が一応監査院の検査までには及ばないのではなからうかというようないふ気もいたすのでございます。

また法案では、受償料についても法律で定めるというようなことになっておりますが、これも同様な意味からいかがかと考えるものでございますが、協会の最高決議機関であります経営委員が、国民の代表たる国会の同意を得て任命せられるというような手続がとられるのでございますから、経営委員の責任をいま少し強化して、これを信頼することによりまして、国家機関の監督はいま少し簡素なものにする方が適當であるように考えるのでございます。それはいわゆる商業放送であるのと、また公共放送であるとを問わず、放送事業の性質上から考えまして、どうしてもスピードということ、あるいはスマートさと、さらに弾力性のある運営ということが、必要であると痛感いたしますのでございます。

なければならぬ点は、電波関係の問題であらうと存するのでございます。あるいは話が少し横道にそれて恐れ入りますが、わが国において放送事業が最初に始められましたときに、直接その仕事に携つておりました私といたしまして思い起しますことは、社團法人の日本放送協会ができましたときに、その重要な目標としてラジオ放送の国民的普及をはかりましたために、全国にわたる鉱石受信機化ということがございす。ところが、その後科学の発達や国民経済の発展に伴ひまして、鉱石受信機はまったく姿を消しまして、現在のような進歩した受信機が完全に風靡するようになって参りました。また将来においてまたさらに高級なものに発展するであらうということとは、申し述べるまでもございせん。しかしかつての鉱石受信機化というそのねらいは、当時において科学的並びに経済的の発展の段階におきまして、全国に数多くの放送局を設けまして、全國民が一人でも多く容易に、しかも安価な受信機で放送を聞くことができて、國民一般の文化水準を高めようというところにあつたのでございます。今日においてこれを回顧いたしますれば、当時の計画、見込みはまことに幼稚なものでありますが、しかしそれをねらつた精神というものが、すなわち放送事業の発展は、國民の富の程度から、容易に持つことのできる受信機の性能というものと不可分の関係にあるということを、常に考慮に入れて行かなければならぬといことは、現在においてもまた将来におきましても、同じことを言い得るものではないかと考えるものでござい

ます。今回の電波監理問題の場合は、いささか観点が異なるかも知じませんが、これが処理にあつては、國民の富の程度なり、受信機のレベルなどを十分考慮に入れられまして、やつていただきたいと考えるのでございます。すなわち現在の國民一般の經濟狀態から申しまして、分離度の高い受信機は非常に高価でございます、一般大衆はそのような機械を買う余裕は少いのではないかと考えられます。従ひまして現在の大部分の受信機では、とかく相互の混信を起しやすく、ただ聴取者、すなわち一般國民が迷惑するやうな結果になりはしないかと心配いたしますのでございます。しかしながらそのような事情は國民經濟の發展に伴ひまして、逐次變化いたすべきものであります。電波監理委員会におかれまして、公共放送と商業放送、あるいは商業放送相互に両立ができますやうに、電波關係を処理していただくことは当然のことと存じますが、事柄が實際的でございまして、またきわめて重要であるだけに、この点について老練心ながら一言つけ加えさせていだきたいと考えたのでございます。あるいは將來できます委員会に対して、はなはだ失礼なことを申ししたかも知じませんが、この点はお許し願いたいと存じます。

なにももう一つこれに關連いたし
て、世間の一部に、現在日本放送協
会は放送網を独占し、放送内容につ
いても独善的であるから、この際む
しろ放送協会の施設なり電波を分割
して、商業放送に向わしめたらとい
うようなことを、私のある友人から
も耳にいたしました。

ことがございます。しかしこの点について最も考えなければならぬことは、なるほど過去におきましては、放送は一本の形で統一運営されて参りましたし、その間には戦争というものも加わりまして、いわゆる官庁の監督も非常にやかまして、その点で内容も独善的のそりを免れないものがあつたと存じます。戦後それらの弊害はだんだん改まつて参つたようにも存じますし、またもちろん今日でも、そのような弊があれば当然改めなければならぬことは申すまでもございませぬが、それは放送協会が全国的な組織を持つておるからいけないというのではないのであります。過去において監督とか運営、経営の衝に當つた方々の問題でありまして、今度の法案によつて、協会が一層民主的になるように考へられてゐることでありますし、また全国民的な公共放送としての責任も、一層重要なものとされておりますから、平素ラジオ以外にほとんど文化娯樂施設のない、人口の少い地方の人々のために、少しでも文化水準を高めようとするところの、いわゆる公共放送を行う放送協会の、現在の施設を分割するようなことがあつてはならないと考えるものでございます。全国的な放送網は、国民全体の利益から考えまして、今後も一層強化さるべきものであると信ずるものでございます。

次いで経営委員会の人選についてでございますが、国民といたしましてきわめて重要な、しかも関心の深い公共放送を行う根本的な方針をきめる委員会でもございます。ことに重大な役割を演ずるものと存じますから、これらの方々の御人選にあたりましては、国

会において十分留意して、公正を期していただきたいと存するものでございます。

以上申し上げましたことを要約いたしますれば、まず今回の放送法案に対しましては、その趣旨において全幅的に賛意を表するものでありまして、これに従来の公共放送を強化し、あわせて商業放送を認めます点について、心から賛意を表するものでございます。

また法案全体を通して見ました場合、日本放送に対する協会監督があまりに複雑であり、いまだ少し簡素化する必要があるのではなからうかという点と、いま一つは、同一地方におきまして数多くの電波が出るようになりまして、場合に、電波の混雑を起さぬよう、細心の御注意をお願いいたして、国民大衆が放送を聞きやす上において、迷惑をこうむらぬようをお願い申し上げたい。これらの点につきましては、私が平素考えております点を申し述べたような次第でございます。

これをもつて私の公述を終りたいと思います。(拍手)

○辻委員長 委員諸君にちよつと申し上げますが、公述に對します御質疑は、あるいはその都度あるうかとも存じますが、時間の關係上、大体午前中に予定いたしております公述人諸君の公述が一応終つたところで、これを行いたいと思ひますから御了承願ひいたします。

次は水谷八重子君。
○水谷公述人 水谷八重子でございます。俳優一座の座頭を勤めております。

この法律ができますと、NHKのほかにたくさんの方の放送をやる会社が

できることになるということでございます。まずけれども、私は芝居で忙しかったので、あまり詳しくこの法案を拜見したわけではございませんけれども、ただ芸能人として私が心配いたしますような疑問を申し上げて、こういう疑問や心配のないようになりつばな放送をさせていただきますように、委員の方々にお願いする次第でございます。

NHKと職業放送が両方できますことになりまして、いい面では放送番組の内容が競争になつて、よりよくなつて行くことと考えられます。けれども日本のように芸能人にすぎた人の少い場合、逆に競争でお客をつるために、かえつて悪い、悪い、つまり卑俗な、程度の低いもの、そういう番組がふえるおそれはないのでございませうか。これは雑誌とか、映画とか、新聞とか、私たちの芝居にも從來たくさんのお例があるような気がいたします。それだけに、それが一番心配になります。NHKの番組は終戦後非常に伸び／＼とした、明るいものになつて参りましたけれども、この法律ができますと、NHKがまたお役所的なやつで、戦争中または戦争前に私たちが芸能人が経験いたしましたように、いろいろな面で統制されたり、禁止をされたり、いろ／＼な干渉が行われるような心配はないのでございませうか。また職業放送会社ができると、その会社が劇場とか、芸能人を専断的に独占してしまふことになりはしないでしょうか。そうするととりつばな芸術を全国津々浦々に聞かせたいという私たちが芸能人の良心が、満たされなくなりはしないでしょうか。たとえば新橋演舞場、東劇とか、そういう芝居がある

放送会社に独占されて、そこしか中継ができないということになりますと、全国の津々浦々の方々に聞かれないで、聞くことができなくなつたり、また私なりの放送が、ある放送協会に専断になつてしまつて、その放送局以外の放送には出演できないということになる

と、放送だけしか興業のない、また文化を聞くことができない津々浦々の聴取者の方々が、困るのではないかと思ひます。また私たちが非常に残念な、困ることだと存じます。外国のように政府が補助をして、中央のいい文化を地方へ紹介し、地方文化の向上をはかつておる国は別でございしますが、日本のように交通費、またはいろ／＼な宿にともつたりする費用とか、そういう経済面に非常に負担が大きくて、またその上に税金が非常に高く、中央のいい文化を地方の隅々まで持つて行けないという事情にあります場合、この放送だけを通じておずかに中央の文化を聞いていられるという方たちに対して、芸能人の義務として申したいことになつてはならないか、こういう心配が一番ございします。広告放送会社がほしい芸人にどつさりお金を出すようになつてしまふ。私たちとしてはその競争の中に立てば、かえつていいかも知れませんが、NHKのようにお百姓さんとか、学校の子供さんたちとか、いろいろな方々にまで、放送をしなければならぬような場合に、放送料金が非常に安く限定されていたり、そのために広告会社に押されて、いい放送ができなくなるのではないかと。私たちが金のことを心配するのは変でございませうけれども、そして私たちが芸術家は金で左右されるものじやなく、やはり

自分の芸をよりよくして行き、少しでも日本の文化向上に役立ちたいと思つていられるのでございしますから、料金のことなど申し上げるのは変でありますけれども、そしてまた経済的にそういう方面もよくわかりませうけれども、それも心配になります。

また私は新聞をつつかり読む時間もありませんし、世の中のことを知る機会も少ないものですから、始終ラジオをかけておいて、いろ／＼なことを耳から自然に聞きながら、勉強しているのがすきだもんでございしますから、旅へ出ましてもどこへ行きましても、携帯のラジオを持つて聞いているようにいたしておりますが、そういう場合、ただいまでも旅行中などは幾つもの放送が入つて来たりして、非常に聞きづらひのでございします。それがいろいろな放送局ができて、電波がいろいろ複雑になつて参りました場合、それを聞きわけただけのりつばな機械を経済的に買えなかつた場合に、煩わしい結果ができるのではないかと、そういうことが一番心配になります。委員の方々にお願ひいたしますのは、そういう心配のないりつばな放送ができますよう、また津々浦々の方々に少しでも中央の文化を聞かしてあげて、ますます文化の向上がはかれますように、どうぞお力添えをお願いとうございします。今日押して伺いましたわけでございます。どうぞこの私のたど／＼しい申し上げ方——もつと申し上げたいのでございします。どうぞ心持をおくみとってくださいまして、よろしく心配のないような、安心な、健全な、りつばな放送局ができますように、どうぞこの法律ができますよう力添えをお願いいたします。

たします。(拍手)
○橋本(登)委員 水谷さんは午前の公聴会が終るまでおいでになれるのかどうか。もし途中で帰られるなら、今日は芸能人は一人ですから、お尋ねしておきたいと思ひます。

○辻委員長 よろしいのでございしますから、次は杉山勝美君。

○杉山(勝)公述人 私は朝日放送株式会社創立準備委員長の杉山勝美でございます。本日公聴会におきまして民間側の意見を公述いたします機会を得ましたことを、深く感謝する次第であります。私は本委員会の委員であられまところの橋本委員、並びに本日御出席になつておられますところのNHKの会長の古垣君と一緒に終戦時まで朝日新聞におきまして机を並べておりました同僚の間柄にありました。本日は古垣君には少々お耳に痛いことを申し上げるかも知れませんが、あらかじめごめんをお願ひする次第であります。また所定の時間をや超過するかも知れませんが、この点もあらかじめ御了承願ひしたいのであります。

私はこの放送法案につきましていろいろの欠点があり、また修正を要すべき点が多くある。こういうことは認めるのでございしますが、次のような理由によりまして、この法案に原則的に賛成するものであります。NHKの独善的プロによりまして、いかに国民大衆が迷惑し、悩んでいるか。これは日々の新聞、月々の雑誌のラジオ評定が指摘するところでありまして、これは輿論の一致するところである、こういうふうに解したいのでございします。現在民間放送局の開局申請は、全国に

おきまして三十九の多きに上ります、さらに三月までには五十局にも達せんとしておりますが、この申請者が繰出しておるといふ現実こそ、NHKに對しますところの不満を持つておる輿論の反映である、こういうふうに思うのであります。社会不安とか経済混乱の温床がありまして、初めて危険思想が芽ばえ育つていく、NHKに對しますところの輿論の不満という温床があつて、民間局の申請が繰出して、こういうふうに思ひます。民間放送会社はこの輿論の要望にこたへますために、営利を目的とせず、文化事業の先兵といたしましてここに立ち上つておるのであります。この輿論の要望が熾烈であるという現実の前に、私はこの法案は種々の不都合な点を持つておるが、あえてそれを忍んで、原則的に法案に賛成の意を表するものであります。いな、一日も早く法案が成立しまして、NHKの独善的経営が揚棄せられ、民間放送が誕生しまして、日本のラジオ界が健全な発達をします日の、一日も早くからんことを望む次第であります。私は法文の個々につきましまして修正意見を申し上げる前に、根本的な、かつ基本的な問題につきまして、ここに深く掘り下げてみたいと思ふのであります。

その第一は、NHKの法案反対論は不当である、こういうことを申し上げたいのであります。NHK及びNHK支持者でありますところの人たちが、この法案が成立しますときは、放送の自由性が失われる、こういう点を反対の第一にあげられております。しかし私はこれは納得行かない点であります。NHK当局及び同支持者の方々

は、この法案はNHKを二重、三重、いな四重、五重に縛つて、まつたくこれでは身動きができません。こういうふうに申されておられますが、しかしこの反対論は、放送の自由という美名のもとに、自己の勢力温存をはかり、現状維持を策しておるもので、こういうふうに考へておるのであります。現在日本におきまします諸種の制度、機構の変遷を見ますに、たとえば国鉄とか専売局などが、官営から漸次公共企業体となつたごとく、制度、機構は民主化の線に沿ひまして民営の方向へ進んでおることは、御承知の通りでございます。これが日本の現状でございます。しかるにこれまでも民間の一人でありましたNHKは、この法案によりまして公共企業体になることは、前に申す日本の傾向、趨勢に逆行するものであります。私はNHKはむしろ純然たる民間放送になるのがよくはないかと思ふのであります。今法案によりまして公共企業体となる。こういうふうにきめられておる以上、種々の監督や規整を受けるのは当然である、こう思うのであります。この監督、規整がいやであるならば、NHK当局は純然たる民間放送になるように、そういう方面になぜ猛運動をなさらないのか、私の深く疑問とするところであります。現在のごとく他から何らの監督、制肘を受けず、わがままほうだいにお手盛りでやつて行ける、こういうことはNHK当局にとりましてはまことに都合のよいことでありまして、それでわかれ／＼国民はたまつたものではなからぬのであります。この法案に盛られておりますところの監督規定が厳にすぎると、こういうことは私も認めます。

しかしNHKが今までやつて来られたところのほうを申しますと、さういふやり方をこの際徹底的に矯正する、打破するためには、このくわいの監督行政がまんするのがよいとはいか、こういうふうに考へます。また会計検査はいやだという反対論も聞いておられますが、これも正しい経理、むだのない経営であれば、進んで検査を受けられるのに何らの不都合もありません、こういうふうに考へます。さらにNHK当局並びに支持者の方々は、とにかくNHKが受けておられますところの、種々の特典については一切口をつぐんで、不利益な点をのみ大声叱呼されておる、こういう傾きがあらうように見受けまします。民間放送には與えられておりませんところの非常な特典、恩典を受けておられますが、かかる特典、特典があればこそ、取締り、監督もまたこれに伴ひまして嚴重となつておる、こういうふうに考へます。もしこの監督、規整が嚴重に過ぎるといふのでおしいやであるならば、この特典、恩典を返上したらどうか、こういうふうに考へます。

次にNHKの電波波長の独占を清算してもらいたいといふことを、お願いしたいと思ふのであります。NHKは現在日本に許されておりますところの波長の大部分を独占的に使用して、民間放送の方に割当てられますところの波長は非常に少く、とても多くの民間局は出現不可能であるといふのが、一般の聲であります。しかしこれはNHKが電波の大部分を独占しているがためであります。電波監理委員会が発出したしまして、電波が免許される際には、一応現在の波長を全部御破算にしまして、総合的に合理的に波長の割当をなさるのがよいのではないかと考へます。民間局に對しまして反對される方々は、波長の少いのをもつて反對しておるようでございますが、NHKの波長を全部御破算してやれば、相當数の波長の割当はできます、こういうふうに考へます。NHK当局は口をお聞きになりますと、これ以上局を増加するときは、混信を云々と言つておられます。しかしNHKは現在電波庁に對しまして、第二放送の拡充を申請しておると聞いております。自分が第二放送を拡張するときには混信を来さず、民間局が申請するときには混信するからだめだ、こういうような反對論はまつたくNHK中心の議論であり、こういうふうに考へる次第であります。

次に、NHKの第二放送を開放してもらいたいことをお願いする次第であります。NHKの設立目的は、第七條に、「あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とする。」と法案に明記してございます。この目的を達成いたしますためには、現在の第一放送で十分である、こゝういふように私は考へます。第一放送と第二放送の二つがなければ、協会設立の目的が達成できないといふことは、これは協会当局の腕がまあります。だとな斷言したいと思ふのであります。新聞におきまして、現在の二ページに、十分昔の八ページ以上の記事掲載しております。四ページとか八ページなれば、新聞の使命が達成できないなどといふことは決して申しません。四ページあるいは八ページあれば申分はないが、四ページ、八ページなければ全然だめだといふことはありません。編集者のくふうや技術上の改善によりまして、うまく新聞紙面の狹隘を乗りまして、多数読者の満足を買つておるの現在の状況であります。放送においてもしかりで、第一放送のほかに第二放送がなければというのは、自己の力量不足をごまかす遁辭にはかならない、こういうふうに私は考へるのであります。この法案を見ますと、どこにも第二放送をうたつておる條文はありません。これは法案が第二放送を對象としていないことを示しておるもので、私は第二放送をこれを民間に開放すべきものと確信いたします。そうしますれば波長が足りないため混信を来すという点は、たちまち解消するであります。

も至当である、こういうふうに考える次第であります。

次に特典、恩典は、協会と民間を同一にしたい、こういうことを申し上げたいと思つてあります。

法案の第四十二條の放送債券三十億円の発行、四十八條の免稅、四十九條の土地收用法の適用など、協会は非常な特典、恩典を與えられておりますが、民間局にも同一の待遇を與うべきものである、こういうふうに考えるのであります。兩者間に何をもつて區別しなければならぬか。納得の行かない点であります。協会の放送は公共放送であり、民間局は広告放送であるから、かような區別があるのは當然である。

こういう論を聞きますが、そも、公共放送とはどういうことであるか、この点について少しお話ししたいと思つてあります。この公共放送という言葉、概念はどつたりしないものはなく、いろいろ自分に都合のいいように使用されております。NHKは同協会から發行しておりますパンフレットの中に、協会の経営形態を簡単に公共放送とつたてておりますが、この言葉は當らないと思つて、放送はすべて第一條に明示されておること、公共の福祉に適合するように規律されておるものであります。NHKのみが公共放送で、民間局が全部広告放送ではないのであります。民間局におきましても、全体の三分の二以上の時間は、いわゆる公共放送をやるのでございませう。かかる見地からいへば、協会に與えますところの特典を民間局に拒否する理由は、これを発見するに苦しむものであります。われ、民間局のもつては、協会以上の特典を與えよと叫ぶも

のではありません。協会と同一の特典を與えよというのであります。協会と民間局とは同一の基礎の上に立ちまゝして、正々堂々と相互に切磋琢磨し、日本のラジオ界の健全なる発達に寄與せんとすることを企圖するものであります。また放送債券三十億円は、どういふ計算の基礎に立つておられますか。私はそれをつまびらかにいたしません。かかる膨大な債券發行は不必要と考えるのであります。二十三年度におきますところのNHKの貸借対照表を見ますと、長期借入金一億二千万円、短期負債一億八千万円で、長期短期を合しまして三億円の負債しか持つておりません。その上同期におきますところの利益金は一億六千万円あつたといふことが対照表に載つております。この彼我を対照して見まして、放送債券三十億円などという膨大なものは、まったく不必要である、こういうふうに考える次第であります。

また聴取料を現行と同じく、第三十二條中に月額三十五円とすると明示してあるのはどうでありましようか。三十五円が適當であるか、または不當であるかといふことは、法案が成立した上で検討されてよいものであります。法文中にあらかじめ明示すべきものではない、こういうふうに考えるのであります。三十五円は昭和二十三年の七月に、従来の十七円五十銭を一躍二倍としまして実施したものであります。二十三年度末のNHKの收支を見ますと、一億六千万円の利益を計上しております。すなわち四月、五月、六月の三箇月間は十七円五十銭の聴取料でありましたが、残りの九箇月分を三十五円に引上げただけで、一億

六千万円の利益をあげております。二十四年度にはさらに多額の利益をあげておることと思つて、この收支状況から見ましても、法文中にあらかじめ三十五円を明記することは不当と考えるのであります。

次に民間局への門を開いた以上、ぐれる門にしたい、こういうことを申し上げたいのであります。放送法案を立案された方々は、この法案によつて民間放送の門を開いた。その門をくぐるといふことは、民間局を企画する人たちの勇氣と企業開拓の精神によると、いかにも得々として申されております。確かにかくとございまして、したところの門を開かれた功績は、これを認むるものでございまして、が、しかし門を開いた以上、その門は少くともぐれる門でなくてはならぬと思つてあります。ぐれない門を開いたのでは、まづたく不可能事をしいるものであると言わざるを得ないのであります。今この法案を検討してみますに、その門は小さくて、なかなかぐりにくいと思はれるのであります。私は賢明なる立法の方々が、かかる立案者のひとりよりがりを排しまして、広くかつ大きな門にしたい、たいと願う次第であります。そのためにはいかなることが必要かと申しますと、民間局が成立しやすく、また成立した以上は永續できるように措置を講じてくださることでありませう。初めから不可能に近いことが予想されておるにもかかわらず、それを看過して、またあとで法案の改正をやるというやうなことは、用意周到な立法者のとらなぬところであらう、こういうふうに考えるのでございませう。われ、

が求めますものは、門を開く以上、ぐれる門でなくてはならないといふことであつて、その門を撤去してしまふとか、あるいは大きなバリーの凱旋門のようなものにしてくれといふことを申すのはございませぬ。そういう過大な要求をするものではございませぬ。ただぐれる門であればけっこうなのでございませう。しかばそのぐれる門とは何でございませうか。これは具体的に申し上げませう。その第一は聴取料、すなわち受信料の問題でございませう。法案では、協会には受信料の徴收を認め、一方民間局には広告収入だけでやれ、こういうことになつております。その理論の根拠はどこにあるか。どうも私は割切れないものがあります。協会は公共放送であるから受信料を認め、民間局は商業放送だから認めないといふ論もあるように見受けまますが、先に申しましたように、民間局の放送のうち、少くとも三分の二の時間は協会と同じ公共放送なのであります。その部分については協会と民間局の放送との間に、本質的に何らの差異もないのであります。この民間局の公共放送の部分に対して、なぜ受信料の徴收を認めないのでありましようか。納得の行かない点でございませう。また一方民間局の聴取料はつきりせず、聴取者の数が不明であるため、受信料の徴收が事実上不可能である、こういう当局者の弁解も聞くのでございませう。しかしこの聴取料の測定は、種々の方法によつて可能なのでございませう。一例をアメリカにとりましますと、アメリカの局では受信機を乗せましたところの教台の自動車四方八方に走らせまして、自社の電

波の聴取可能な範囲を確定しております。かかる方法ではかつた自社のサービスマン、あるいは明示した地図を広告主に見せ、広告主をして安心して広告放送をさせておると聞いております。かかる方法によりましますれば、聴取の範囲は測定され、その中における受信機保有者の数もつきりいたします。その数を内輪に見まして、その何%を民間局の聴取者とするとすることはできるのでございませう。聴取者数さえとらえることができれば、協会の受信料の一部を民間局にさくことが可能であります。協会は三十五円に、民間にさくべき二円なり三円なりの額を、まとめて徴收すればよいのであります。民間局のない地方から、民間局にさく受信料をとるのには都合である。こういう議論も一応成立つと思つてございませう。第二放送と二つある地方と同様に三十五円の受信料をとつておる以上、かかる論議は當らない、こういうふうに思ふのでございませう。さらに三十五円の協会の受信料のほかに五円を徴收いたしまして、その一部を民間局に、その聴取者の数に比例して按分して、残額は広く民間放送の技術研究費などに使用させる。こういうことにしますれば、不公平だといふを免れることを得ると思つてあります。方法論的には相當の困難性があり、やつかいな問題ではございませうが、受信料の一部民間局にまわすといふことは、全然不可能なことではないのであります。大体聴取料、すなわち受信料という言葉を、使用いたしますから、誤解を招きやういのであります。受信料のかわ

りに受信機使用料という言葉を使えば、一般の了解を得やすいのではないかと思うのであります。協会は三十五円の受信料を徴収し、民間局は五円の受信機使用料を徴収するといいたすれば、両者の関係はつきりすると思ひます。協会は受信料、民間局は受信機使用料でございます。この五円のうちの一部を、民間局の聴取者に比例して配分します。残りを研究費、徴収委託費、こういうものに充當すればよいと思ひます。法案の立案をなさつた方々の中には、民間局としては受信料契約を禁止してはならないから、聴取者と契約してかつてに受信料をとつたらよいと申される方があつたかも知れません。これは現実を遊離した詭弁であり、ただで聞ける放送を、金を出して聞くほどの物さきはありません。もし当局がそういうことを強調されるならば、われわれには協会の標準放送を受けつけない、そして民間局の周波数だけにマツチました受信機を製造し、まして、聴取者に配付するという奥の手はあります。かかる受信機は簡単に安価に製造し得ます。もしも実際にそんな場合が起りましたらば、協会は相当の打撃をこうむることと思ひます。以上申し上げました受信料の一部を民間局にまわすことは、最も簡便な民間局育成の近道であります。その他前に述べましたところの、NHKと同様の種々の特典を民間局に與へることは、くぐれない、あるいはくぐりがたい門を、広くする道であると思ひます。また国際放送は協会の独占と法案になつておりますが、民間局の機能いかんによりましては、民間局を利用する

ことも、民間局を育成する一つの方法でありましよう。民間局を初めから国際放送の利用範囲外におく第三十三條は、不當であると思ひます。また中継放送のため、安い特別料金を設定することなども、助長手段の一つでありましよう。

以上は民間局育成助長のための積極面でありましようが、消極面の方を見ますと、そこにもいろいろの注文がございます。すなわち積極面は、小さい門を大きくすることでありましよう。消極面は、門に入れないように門前に横たつておきますところの、もう一つの障害物を取除くこととございませう。障害物とは何でございませうか。それはNHKの企画されておられます事柄が、民間局の育成に重大な支障となる点であります。

その第一は、前に申し上げましたNHKの第二放送網の拡充計画であります。この拡充計画は一応電波庁の手で押えられていて聞いておりますが、電波監理委員会ができました後、またいつ何となくこの案が目の目を見るに至るか、はなはだ危ういと思ひます。第二放送網の拡充がもし許される場合には、先に申しました通り民間局への割当波長がなくなつてしまふおそれがあります。

第二の障害物として、NHKの非常に大きな、超大局の新設計画であります。大阪のJOBKは現在十キロ局であります。これを近く百キロ局とすると聞いております。かかる百キロ局が出現するとなつて、民間側の十キロ局は、手も足も出ない結果となりましよう。NHKのかかる計画は、結果的に見まして民間局を圧迫する

ということになると思ひます。この百キロ局の新設計画は、ジュネーブの国際会議で承認されておりますが、日本の地形上から見まして、また現在の日本の経済的不況からいまして、現在の十キロ局で十分である。せいゝ五十キロ以下でつこうと思ひます。最大出力を五十キロ以下に制限することは、消極的な民間局育成策でございませう。NHK当局は表面民間局の出現を歓迎されているが、ごとき顔をなされておられるのでございませう。以上のごとき民間局が生れます以前に、民間局の圧殺となるような計画を平気でなさつておられる。われわれは最もこれが恐ろしいのであります。NHKは横綱であり、われわれはかけだしの十両以下であります。横綱は堂々と受けて立つ、こういう大きな機度をもつてわれわれに對せられるのが至當であります。委員の方々にはこの辺よろしく御洞察を賜りたいと思ひます。

次に、民間側に往々ありますところの泣きごとは、賛成できないといふことを申し添えたいと思ひます。民間局企画者の中には、日本におきまところの広告ソース、広告資源の貧弱さをもちまして、民間局の経営はとてできないと力説される方もあります。が、私には何だかこういふことは、悲鳴か泣きごとのように聞えるのであります。アメリカにおきまところのラジオ界の現状は、これから生れますところの日本の民間局にとりまして、貴重な先例や参考資料とはなりません。が、アメリカの例がそのまま日本に当てはまるかどうか、私は疑問とすると

の事情があり、またわれわれには日本人独自のくふうもあります。この点は皆様も意を安んじていただきたい、こういうことを失礼ながら申し上げたいと思ひます。

放送法案につきましては、種々小さな條文的修正はございませうが、時間の都合上これら條文的修正は申し上げません。しかしこの法案を通過して感じますことは、世間一般にいわれておりますように、放送法案があまりにNHK温存法案のにおいが強いこととあります。法案全文五十八條のうち、協会の関係する條文は第七條から第五十條まで、四十四條にございませう。しかるに一般放送に關する條文は、五十一條と五十二條の二條であります。法は少きをもちつたつとします。こういうように申しますから、わずかに二條しかないといふことは、一方がたいとは考へるのであります。協会の四十四條條文に對しまして二條とはどうでありましようか。私はここに協会に對しますところの、立案者当局の勢力温存と官僚統制のにおいがあることをひどく感ずるとともに、民間農産の昔からの弊風を肌身に感ずるものであります。少くとも第四十四條の放送番組の編集、第四十五條の政治的公平などは、第一章の總則の中にまゝすべきものでないか、こういうふうに思ひます。私はくぐれない門をくぐれる門にしていただきたいと、長々と立法に携わつておられます皆様にお願ひいたしましたのであります。が、もしもかりに万一われわれが要望してありますことが何一つとしていられず、どうしてもくぐれないような門でありまうならば、その門を押し倒しても、乗り

り越えましても、突進する勇氣を持つております。パイオニアの精神は、われわれ言論界におります者の最も誇りとするところでありましよう。しかし門を押し倒したり、乗り越えたりしますれば、そこに必ず種々の混乱が起きて参ります。私もその混乱を決して好むものではないと思ひます。どうかかかすることの起らないよう、立法院の皆様御明察によつて、民間局のため広き門が開かれますようお願いする次第であります。

最後に重複いたしますが、私の申し上げたいことは、一、放送法案に原則的に賛成であること、二、NHKの法案反對論の不当なること、三、NHKの電波、波長の独占はいけないこと、四、NHKの第二放送を民間側に開放すること、五、特典、特權は協会と民間は同一とすること、六、民間局を許す以上大きな門を開いてもらいたいこと、七、民間局企画者側に往々にしてある泣きごとや悲鳴には賛成できがたいことなどでありましよう。

民間放送は世論の強く要望するところでありましよう。一日も早く健全なる誕生がでありますよう、われわれの要望をいれられて、法文を修正されんことをお願いして、私の意見陳述を終ります。

なお民間局の死活のきぎを握る電波監理委員会委員の人選とか、目下電波庁で原案を作成中と聞いている免許基準などについても、意見を申し述べたいのであります。が、あまり長く時間を独占いたしますと、NHKと同様の非難をこうむりますので省略いたしますが、いつにても文書あるいはかかる会を開いていただければ、馳せ参じ

て意見を開陳いたしますから、よろしくお願いいたします。どうも長々御清聴のほどありがとうございます。(拍手)

○辻委員長 次は古垣鉄郎君。

○古垣公進人 私は日本放送協会の会長をいたしております古垣鉄郎であります。

ただいま友人の杉山君からNHKに対して、横綱扱いにされてみたり、また無能呼ばわりをされましたが、いろいろ御批評をいただいたことは非常にありがたく思っております。この中で参考になるところがありましたら、大いに考えて利用したいと思っております。何分杉山君は今一生懸命に勉強しておられ、放送についてはまだ御経験がないように思いますが、この貴重な時間、委員の皆様のために私の意見を有意義に参りましたから、その点には触れないで、私の放送法案に対する意見を委員の皆様様に申し上げたいと思っております。

私はこの法案が、その第一條に掲げられておりますところの原則、すなわち放送が最大限度に普及されて、その公共性が十分に保障されること、及び放送の自由を確保して、放送が健全な民主主義の発達に資することを理想とし、目標とする点において、この法案に賛成し、そのすみやかなる通過を希望するものであります。

まことに放送事業は、他のいかなる企業にも見ない特殊かつ微妙な、いろいろの性格や機能を持つものであります。従つて他の類似の事業、たとえば新聞とか、映画とか、あるいは講演会とか学校とか、さらには鉄道とか、配電事業というふうなもので、簡単に類

推することはできないのであります。従いまして民主主義の発達してあります諸外国におきましても、放送事業の形態は種々にわかれております。米

国ではたゞさんの商業形態が競合つて存在してあるかと思へば、民主主義の制度においてきわめて堅実な発達を遂げております英国では、初め商業形態であつたのを数年後改めまして、二十数年この方、單一独占の公共事業体として、BBC一本で経営して、英国民全体にサービスしております。また民主主義の先進国フランスその他の欧州諸国では、官営の独占形態で放送が行われております。さらにまた英國の海外自治領たるカナダや濠洲においては、公共放送と商業放送の二本建ての形態になつております。わが國のこれまでの放送形態は、英米國のそれと非常に似ておりました。私も英米國のBBCを放送事業における先進として、大いに学んでおるのであります。それが今回の新しい法案によりまして、こうした公共企業体を中心として、さらにこれに米國の自由企業の形態を配することになつたものであります。これは主としてカナダ、濠洲の例にならわれたものと拝察いたします。例にならわれたものと注意すべき点は、あります。ここに注意すべき点は、カナダ、濠洲の場合には明らかにその公共放送と商業放送とは明らかにその目的、使命または地位、もしくは業務範囲を異にした立場で存在しているといふことであります。三年ばかり前、対日理事會において数回にわたつて、日本の放送はいかなる形態で営まれるのが平和的で、かつ民主的であるかという問題が審議されましたが、そのときもある代表は、單一の國營形態が最も

も適當であるという意見であり、ある代表は、放送企業はいかなる形態が最も平和的、民主的であるかということ

は、その國々の特殊なる事情によつて相違して、一律には言えないといふ意見を述べたのであります。まことにその通りで、いまだ世界中に放送の理想的形態といふものは存在しないのであります。各形態に一長一短があるわけであり、それゆゑ外國の立法例はいかに優秀な制度、形態であつても、日本の特殊な地理的條件、經濟の現状、文化の水準、放送事業の發展過程、並びに割当周波数と受信機の普及事情を無視しては、これを適用するわけには参らないのであります。それゆゑに放送が單一独占形態だからと

いって、ただちにこれを非民主的であると評したり、あるいはもし今新聞が日本に一つしかなくなつたらどうか、それと放送は同じだなど、單純に類推して批判するやうな種類の議論は、あまりにも放送という電波科學の性能を無視した考案であり、また新聞や世論が十分に発達した英國、少くともわが國よりはるかに発達した英國、その他諸外國の事實を無視した議論であることが、おわかりになることと考へます。御承知のことく英國にあつては、新聞や通信事業が果によく発達しておりながら、放送は英國の事情に従つて、單一独占の公共企業形態をとつており、しかも英國の放送は、世界中で決して他のいづれの國にも劣らぬ発達を見ておりますことは、自他ともに認めるところであります。ことに英國BBCの第三放送のごときは、独占事業であればこそ初めてできる種類のものであり、これは他の國の放送がとう

ていまねのできない優秀なものなのであります。さらにまたBBCが放送や出版等によつて提供するニュースや情報、その正確を公平、穩健な点において、國の内外で好評を博し、英國のみならず、日本でも、さらに世界各國で大いに利用され、敬意を拂われて

るところであります。私はかような考案から、今回の放送法案は、初めに申し述べましたその趣旨を基礎として、放送の公共性と、放送事業の自主性という二つの大原則を打ち立てて、実現されるべきものと信じます。すなわち日本全國どこでも聞かれる公共放送を中心として、これに配するに自由企業の商業放送をもつて、兩者の短を補ひ、かつ兩者の長を十分發揮せしめるという趣旨であらうと拝察いたします。この意味におきまして、この法案は確かに進歩的な、また野心的な法令でありまして、私もはそれが國民全体の利益を増進することであり、少くともそれが國民大衆の利益、利便を現実的にそこなわない限り、新しくできるであらうところの商業放送に対して、協力を惜しむものではないと考へます。NHKは世間でいろいろと手きびしい批判をこうむつてはおりますけれども、何と申しまして、わが國においては唯一の経験者であり、しかも二十五年という世界の放送史上で比較的に長い経験を有する事業体でもあります。私どもは今後商業上の目的をもつて新しく放送をお始めになる他の事業体に対しまして、その健全な発達に及ばずながら欣然御加勢したいと考へるものであります。私どもはこの見地から、放送事業の各部門について、具体的な協力方法の検討を

進めたいと考へておるのであります。しかしながらこの法案について、一部でNHKに対する保護が過ぎるということを耳にいたすのであります。それはおかしいことであると思ひます。NHKに対する保護とは何か。それは國民全体の利益のみを目標とする公共放送の保護、國民の保護ということ

であります。國民の保護が過ぎるということとは、まことにおかしい考案方であり、私どもは國民中の一部分の人々の利益を考へる前に、國民全体としての利益を考へなければならぬと思ひます。公共の利益を優先せしめるという天下の公理は、新憲法にも明らかにされております通り、この法案をも貫く根本的な精神であると考へております。そうでなければ、われわれは二兎を追つて一兎をも得ない愚を侵すことになることを恐れるのであります。

NHKは巷間に若干誤り伝えられておりますやうな、ことさらに電波の独占を企圖しているやうな事實は毛頭ありません。ただ日本という特殊な地理的條件のもとに発達しました放送事業が、限られたわが國への電波の割當能力に相應した簡易、低廉な受信機の普及してあります事情のもとにおきまして、いかにすれば混信をなしに、しかも國民に犠牲と過度の負担を與えないで放送が行へるかという観点から、検討している次第であります。従いまして商業放送を行うために、混信による聴取者の迷惑もやむを得ないとするやうな議論は、はなはだ遺憾とするものであります。放送は電波を使用する事業であります以上、混信を前提とするが

ごときいかなる議題も設備も計画も、国の政策としては成立し得ないと考えらるるものであります。

またNHKの第二放送網拡充の五箇年計画も、昭和二十三年に計画され、目下進行の途中にありますが、この進行途中の第二放送の形を指摘して、その効用は充分でないから、これを分割して、他の事業体の運営にゆだねようとする御意見や、また商業放送局の所在地にはNHKの第二放送を中止せよとする御意見もあるようであり、NHKの公共放送は、地域的に見まして全国を対象とする空中プロがあり、数県をブロックとする管中プロがあり、また一県一地方を単位とするローカル・プロがあるのであります。また聴取者の階層、年齢、職業、教育程度、の別に基づく特殊な対象別につきましても、それに当てはまるような報道、教養、娯楽の番組のためには、第一放送のみでは国民聴取者に選択の自由が與えられないばかりでなく、とうてい番組は編成し切れないのであります。このため第二放送網の完成を急いでおり、この完成をまつて、第一放送と第二放送による表裏一体の公共放送網を国民大衆に提供して、その要望にこたえようとしているのであります。

次にぜひ申上げたいのは、放送の自由、つまり企業の自主性保障の点であります。放送の自由は、單にその番組の編成を保障するのみでは、決して達成されるものでありません。企業全体を、その組織や経営や人事や財政の面で、事業体の自主性を確立しなければ、自主独立の放送というものは成立しません。この点で新しい法案の規定は、若干御再考を煩したいと希望する

ものであります。たとえばこの法案では、日本放送協会の重要な問題を国民的基礎で審議させる方式として、経営委員が任命されておりますが、この協会の経営の最高機関であります経営委員会は、法案によりますと、その決定は一つとして最終的な決定とはならず、その議決事項はいずれも、政府機関や国会の承認や認可を経なければならぬことになっておるのであります。これでは経営委員が国民大衆の代表として、公共放送の運営に参加して、おのずから目的は、一体何であるか、とまどうものであります。経営委員は最終的に決定することが、公共放送のあり方として適当であらうと存せられます。

次に、公共放送に対する監督行政の一元化についてであります。この法案によりますと、監督行政の主管の官庁は、一応電波監理委員会でございますが、さらにこの他に国会、内閣、大蔵省、会計検査院にも、認可や承認や検査を受けなければならぬことが、多数あるようになっております。これは、それ／＼の機関がそれ／＼独自の立場で監督に当られたり、さらに一つの事項につきましても、二つも三つも複雑な監督を受けます場合などは、協会がその間に立つて困難いたすばかりでなく、協会事業が停滞せられることも予想され、ひいては放送事業の健全な運営が阻害されるおそれも出て参るのであります。特に機敏に仕事を進めてこそ、初めて放送のような動きの早いものは、監督機関の複雑さではどうぞ一元化して、すつきりとした

形にしたいと希望いたします。

なお協会の予算、事業計画、料金決定の手續についてであります。公共放送が国民生活に至大の影響を持ち、その事業計画や予算が、国民の文化、経済に繋がつておられます。国民の代表であられる国会の批判の対象となります。これは、当然と考えられるのであります。しかし財政的にこれを国家予算と同一な高きで、国会の御審議を願うこととてあります。これは、やや複雑に過ぎるのではないかと懸念されます。率直に申し上げますと、聴取料金はガス、水道、電気と同じく、主務官庁が認可し、事業計画や収支予算は経営委員会がこれを決定し、さらにこれら事業の実績を国会に報告して、その御批判をいただくというのが、放送事業の機動性にも合ひ、かつ監督のあり方としてもバランスを得てゐるのではないかと存じます。

放送のごときものの公共性は、監督の厳重さで維持するということよりも、経営委員への信頼と、国民の直接の批判の聲、または国会の御批判を仰ぐという形の方が、これを維持するのに適當な、かつ実際のな方法であらうと存じます。

以上貴重なお時間をいただきまして述べさせていただきますが、なおさらに小さき部分の意見につきましては、文書をもつてお手元に差上げたいと存じます。

これを要するに公共放送の対象であり、目標とするところは、国民自身でありまして、決して一部の広告主でもなく、資本家でも企業家でも投資家でもなく、あるいはある一定の正義

やある主張を追究するところの団体や個人でもないものであります。どうぞこの国民全体を対象として純粹に国民の利益を代表する公共放送の運営の点に、遺憾の点がありませんよう、電波という特殊な複雑微妙な科学の世界で仕事をいたしますのに、最も適當な方法を御考慮願ひまして、かかる公共放送が十分にその公共性が保障され、同時にまた国民奉仕のこの文化財が、十分にその機能を發揮できますような自主性が保障され、確立されますよう、国民の代表者たる皆様の深い御理解と、御考慮をお願い申し上げます。私の陳述を終ります。(拍手)

○辻委員長 それではこれよりただいままで御発言を願ひました四名の公述人の方々に對して、質疑を行います。なお質疑を受けられました公述人の各位におかれましては、自席でそのまゝお答えいただいてけっこうであります。

○橋本(喜)委員 一応順序として、公述人の発言台に上られた順序から御質問申し上げます。

水谷さんにお聞きいたしますが、先ほど水谷さんは、民間放送局ができるために、優秀な芸能人のひっぱり合いが起るのではないかと、こういうような御心配でありましたが、実はわれ／＼委員会においても、その問題が相當に心配されているのであります。最近御承知のように野球が二つの大きなリーグができましたために、あつた選手間の争奪戦が起きて、それがために結局各リーグともに相當経済的な打撃をこうむつてゐる。こういう危険から考えれば、その間に大分芸能人の争奪戦が起

きはしないか、こういう心配があります。この法案では、ことに民間放送局に對しては、最大限の自由を與へてゐる。それらに對する規定はもろ／＼設けてありません。ただわれ／＼が心配するのは、先ほど来から中立側の公述人のお話がありましたように、公共企業体として新発足する日本放送協会は、国民のものとしての放送局である。その観点から、條文においても料金を規定して、できるだけ安い料金をもつて聞かせる。こういう方針をとつてゐるのでありますけれども、それがために従来日本放送協会は非常に謝礼が少いので、薄謝協会というあだ名があつたくらいでありますから、こういうような芸能人の争奪戦の場合においては、とうてい民間には太刀打ちができません。しかばこの日本放送協会に對して、たとえば民間放送業者に専屬をいたしましたも、公共企業体である日本放送協会は、その專屬のいかににかかわらずこれを依頼することができ、こういう規定を設けますと、おの／＼、こういうふうな心配をされてゐる。この問題について、委員会においても大きな悩みの問題となつてゐるのであります。これに對して水谷さんは、どういふようなことが芸能人の立場を保護するとお考えになられるか。また従来の日本放送協会が、芸能人その他の方々に與へられておつた謝礼なるものが、これは独占事業でありましたから、むりもありませんけれども、はたして安當であるか。あるいはあまりに少きに失するか。についての御意見をお聞きしたいのであります。

○水谷公通人 まずその謙謝ということとでございすけれども、古垣さんもしらつしやいますか、正当ではないと存じます。ほんとうに薄謝だと思ひますけれども、私たちが芸術家は芸術を一人でも多く聞いていただこうと思つておりますので、ただお金だけで動くものではないとせん。やはり国民の一人として、その国民から、うぬぼれのようですけれども、芸術をもつて立つ選ばれた一人としたしましては、その義務といたしまして、たとひ薄謝であろうとも、津々浦々まで中央の文化を聞かしてあげたい、そういう気持ちでいたしております。ですからもし競争が起りまして、今度の野球の騒ぎのように、方々から争奪戦が始まりまして、私たちが想像もつかないような、争奪のためのいろいろな費用とか俸給とかをもち得ていらつしやつて、その選手の方たちが今までの野球のようにただゲームをするのでなくて、今度はその争奪戦のために、自分一人だけのプレーを見せるような結果になりはしないか。それが芸術家の間でも、自分一人がよければいいというような気持になつて芸術というものがだん／＼低下して行くのを一番恐れます。それでその心配がまず第一だと存じます。それをどういふふうにして行くかというところは、私たちのからつぽな頭ではよく考えられませんが、委員の方々によりしく御指導していただきたいと思ひます。意見を申し上げるのでなく、ただ自分の疑問なり心配なりを訴えて、皆様から御意見を聞かしていただきたいと思つております。こんなこととでよろしうございすか。

○橋本(登)委員 今の問題につきまして、民間放送会社の代表である杉山さんにお尋ねしますが、今申しましたように、水谷さんなどの芸術家の立場から考えると、ややもすればそういうような危険はありはしないか。その場合において、法律上これを規定することは全然不可能ではありませぬけれども、やれば、先ほど申し上げましたように、日本放送協会、公共企業体に対しては、いかなる会社の専属も、個人的な事情がない限りにおいては依頼に応じなければならぬ。こういう規定を設ければ、ある程度は防げると思ひますけれども、そういう規定がはたしてあなたから考へて必要であるか。あるいはそういうことが一部のものを特殊に保護することになり、自由競争の原則を破るおそれになるかどうか。その点、民間放送局の立場からお聞きしたい。

○杉山(勝)公通人 今の御質問は、全然私は反対の考へを持つておつたのであります。水谷さんが先ほど一番に御発言になつて御意見を述べられたときに、私は全然今までの反対の考へを考へていた。それに対して全然反対のことを言われたような感じがしたのであります。それは先ほど私が公述いたしました消極的な面におきまふところの、NHKの妨害というものの一つに突はあげたい、こういうふうに思つておつた。ただ時間の関係上言及をいたしました。その点につきまして私共は申し上げたいと思つたのであります。それはわれ／＼民間局を開設することを担当しております者の考への中には、専属制度というものを設ける意思は全然考へてもおらなかつた。私共はNHK当局がその膨大な資産、金力をもちまして、今までは薄謝協会であつたが、競争ができた場合には、その大きな金力をもつて、あべこべに芸術家を協会の方に独占されるのではないかと。そういういたしますと、NHKに比べますと非常に貧弱なる民間局の方では、とても太刀打ちできない。こういうふうに考へるのであります。こゝろからいへば、全然及ぶもつかない御意見だと思ひます。そういう関係上、今橋本委員が申されましたように、そういう規定はあべこべにNHKの方につけていただきたい、こういうふうに考へておる次第でございす。

○橋本(登)委員 この問題はそれで打ち切りますが、先ほど杉山さんから重大な問題を提示されております。それは日本放送協会に対して政治的公平を法文上してゐる。こういうふうなものは民間放送局に対してもその條件を設けるべきではないか、こういう御意見であります。この点は委員会におきましてもすこぶ重大な問題であつて、御承知のように一応目的の中には不偏不党、あるいは真実なる放送ということが規定されておりますけれども、これは目的であります。従つてたとえば政治的公平の問題があつて課せられておる。それから、民間放送局が特殊の政党あるいは特殊の団体のために、その意図のもとに放送することは可能であります。たとえば民主自由党が大いにいふ。たゞ政治だといひますれば、この政党が強力なる放送局を持つことによつて、そこでその放送局のプログラム及び放送局の態度なんかを、その方面に向けて放送するといふことは可能である。同様に共産党の場合においても可能であります。この法文上から見れば可能である。しかもこういうような政治的偏向を持ち、あるいは一種の独得の思想を持つて放送することは、あえて電波法においても免許規定から、これを取消し規定に入つておりません。取消し規定の中には、單に日本憲法及びそのもとにつくられたところの政府を暴力をもつて転覆しようとする張をした場合、あるいは特別にわいせつなる通信を行つた場合においては、何年以下の禁錮もしくは罰金に処せられる。従つてこれらの場合には免許の取消しができるのであります。こゝろからいふに、わずかこれだけが放送局あるいは無線局の取消しの事項であります。従つて今申し上げましたような特定の団体とその意図のもとにプログラムをつくつて、放送するといふことは可能であります。しかし現在の日本の憲法のもとにおいて、言論の自由が認められ、あるいは政党結社の自由がある以上は、こういうことを禁止するといふことは、はなはだおもしろくないのではなからうか。しかし実際上とて、これが相當に強力なる権力をもつて、この種の偏向が行われた場合においては、社会秩序の安寧に対しても相當の影響を與へるはせぬか、こゝろから政治的公平を民間の放送局にも規定すべし、こういう御意見が現れたのは、われ／＼として非常に奇異の感じを持つておるのであります。これは杉山さんが中立の放送局の代表であられるからでありまして、同時にこゝろのことにつきましては杉山さん並びに神野さんの方からも、御意見をお聞きしたいと思ひます。

○杉山(勝)公通人 橋本委員がおつしやいましたのは、四十五條の「協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならぬ。」この條項を第一章に持つて来るものがよくはないかという意見を私申し上げましたことにつきましても、御質疑と思つてございす。すけれども、これは實際問題として考へまして、特殊の政党、特殊の思想団体、特殊の宗教団体に対して、電波監理委員会が免許します場合に、これを許すかどうかという問題ですが、これは事實上免許されない。こゝろからいへば、私はこゝろからいへば、理論的に考へまして、私はこゝろからいへば、考へておるのであります。すなわちアメリカにおきましては民間局が非常にたくさんある。民主黨の機關紙の放送局もある。また共和黨の機關紙の放送局もあると聞いております。しかしこゝろからいへば、それは繁榮してない。繁榮してないものは何かと申しますと、この法案の第一條に掲げてありますところの不偏不党の放送局のみが繁榮、さういふものの電波のみをほとんど国民は聞いておる。機關紙の放送局は全然繁榮してない。これは民衆に影響力がないといふように聞いております。さういふ面から見まして、この四十五條を前に持つて来まして、それが民間局を規制するといふような場合におきましても、一向さしつかえないじやないか、かように考へる次第であります。○神野公通人 ただいまの私に對しましての御質問は、先ほど申し上げました商業放送が、広告の名前のもとにいろいろ悪用されはしないかという点についてであらうかと考へますが、まだ放送の始まりません今日であります

から、具体的に申し上げることもどうかと存じますが、私は多分、そういう点を、心配いたしておるのであります。今のお話のような、政党あるいは特殊に目立つ看板を掲げてやります場合は、これは当然問題でございますが、私の申し上げたのは、そこまで行かなくて、ただ何々の広告をするという名前といたしまして、表面はそれに現れておいても、実態において商品その他すべての広告の内容をいかようにもゆがめて、ほかの目的に利用できるのじやないかという点も、実は危惧いたしておるのであります。そういうことがだん／＼あまりに自由々々で参りますれば、大衆は結局批判によつて、その放送がいかにかきめられるでございましょうけれども、とにかく一応聞く間に、かかわらず、一部の人の押しつけがましい、そういう傾向が必ず起きて来る。そういう意味から申しまして、私が先般から申しておりますのは、政治はどうか存じませんが、思想その他におきましても、何か防ぎ得る方法がないものかどうかと存じましたもので、委員の皆さま方はもとよりお気づきになつておられると思いますが、ただ一応御考慮を願ひたい。注意を喚起すると申すとはなはだ失礼でございますが、そういう意味において申し上げたわけでございます。

○橋本(登)委員 大体了承しました。次にこの問題は新聞にも関係あることとありますが、きよりの公述人の方々はあまりお触れになつておりませんが、放送のあやまちを訂正する條文であります。第四條に、請求を受けた日から二日以内に訂正放送をや

らなければならぬ、こうなつておる点であります。はたして請求のあつたものを、ただちに二日以内に訂正放送をしなければならぬということが、技術的に可能であるかどうかということが、われ／＼は心配しておるのであります。この点について古垣さんから答へ願ひたいのですが、同時に先ほどから杉山さんのお話の中にもありましたが、聴取料金を法定額で定めるといふことははたしてどうであらうか。この点も問題になつておるのであります。この理由の一つは、先ほど古垣さんから、ガス料金のようなものがある、あつたふりをしてきめられておるから、そのような方法で定められておるからではないかという抽象的な御意見でありましたが、われ／＼の中には必ずしもそればかりでなくして、こういうような法定額をきめるということが、かえつて特殊の日本放送協会を保護する規定になりはしないか。従つてこれは税金化する規定である。同時にこの金額をきめることによつて、非常に融通のきかないものになる。現在まで物価は高騰して参りましたけれども、今後は物価は下落の方向に向うと考へなければならぬ。ところが一たび法律によつてきめられれば、法律の改正によつてでなければなりませんから、年に一回あるいは二回開かれる国会において、はたしてこれが順調に訂正が行われるかどうかといふことは、非常に疑問なのであります。ことに臨時国会のごとき場合において、この種の法律案の改正は、實際運営上困難である。常に通常国会にまたなければならぬ。こういうような結果になつて、国民の負担軽減という立場から考へて

も、逆に高いものを国民に拂わせるような結果になりはせぬかといふことを心配しておるのであります。かつまた先ほど杉山さんのお話の中で、放送協会の三十五円なるものは、二十三年七月の改訂である。その後賃金ベースその他が変更され、最近においては電力料においても大巾に引上げられておるのであります。こういう状態にあるのであります。この点が、古垣さんからお答を願ひたいと思つておる。○古垣公述人 最初の問題から次々にお答をいたしたいと思ひます。第一に訂正放送の問題、これはただいま橋本委員のおつしやる通りでありまして、この第四條の條項は、われわれの立場から検討いたしましたも不適当であるといふので、文書をもつてお願いしようと思つていた点であります。これによりまして、請求があれども、請求を受けた日から二日以内といふ誤りであるということが判明してから二日以内といふことが合理的であるろうと考へます。それから昨日も新聞界の代表の方が、参議院の公聴会で主張されました通り、誤りの中には非常に小さな、社会あるいは個人の利益に何ら影響を與へない種類のものがある。たとえば日にちの間違ひとか、時間の相違とか、人数の相違と

か、あるいは名前がちよつとした綴りの間違ひといふたようなものがありまして、その都度本人から請求があつてそれを訂正放送する。あるいはこれは新聞の場合にも、非常に遺憾であるといふような御意見でありましたけれども、私はこれも一つとだと思ひます。公共放送をやる立場にありまから、その誤りが公共の利益に影響し、個人の名誉を侵すと思はれるものに限つて訂正放送をしてこそ、その放送が公共にも影響があり、個人の名誉を尊重するといふことになるかと思ひます。その次は聴取料についての御質問であつたと思ひます。放送協会の聴取料は先ほど申し上げましたように、できるだけ低い値段ですえ置きまして、放送を全国民に開えるようにするというのが目的であります。しかしながら先ほど水谷さんもおつしやいましたように、また世間でもよくいわれますように、放送出演者に対する謝金というもの、一般の市面よりもはなはだ低いのである。これは一方において聴取料を低く維持するといふことから考へておるのでありますけれども、しかしよい放送をするために、よい番組を組みますためには、すぐれた出演者を持つて来て、そうしてこのすぐれた出演者のすぐれた出演、演出といふものに対しては、最小限の謝金を拂ふ義務があると考へます。現在の聴取料三十五円は、すでに二年前に一般物価の改訂と同時に定められたのでありまして、昨年中にガス、水道、鉄道運賃などみな上りました。新聞と放送だけがそのままだと置きなつておりました。が、今年は新聞もすでに値上げとなつ

ております。ひとりこの放送が手に続上することから、まだそのままとつておるのであります。私も私として今御質問の、はたしてこれで二十五年の放送を、国民の負担にたえる十分の保障をもつてやれるかどうかといふことについては、非常に困難であると思ひます。その大きな理由といたしましては、すでに一昨年から今日では、一般の物価、人件費とか、事業費といふものが、倍近く値上りを見たのであります。放送協会もまたそれに従わざるを得ないのであります。また関係方面の勧告によりまして、今までの放送に対してこれを一層、放送の一つ／＼の番組にバラエティーを持たせる。一人の人が出演して十五分やるところを、二人、三人とふやして出演させてやる。従つて放送料金の単価は二倍になり三倍になる。またそれに音楽を加へる。従つて作曲費、あるいは音楽の出演費、これに劇の形を加へる。そうするとまたそのことによる経費の増加がありまします。要するにこういう番組の立体化の要請から来るもの、値上りがございします。次はただいま申しました一般の謝金の権衡から、作曲費といふようなものの一般市面の値上りにつれて、放送協会の支拂う謝金も値上りを強制される。必要な最小限度にするためには、値上りを必要とする。また放送技術の面でも、技術の改善は絶えず行つて行かなくてはならないのであります。この種の単価がまた一昨年から今日では著しく値上りを見ております。そういうようなことから、單に現状を維持して行くだけでも、現在の聴取料金では不当になつておるようでございます。

○橋本(答)委員 次に先ほど来から、日本放送協会には特別に恩典が與えられておられるのであり、これは一に今古垣さんが言われましたように、協会が二十五年度の長きにわたる交際がなかつたとおっしゃるならば、そういう御経費の上で判断されまして、そういう御経費が必要でないとおっしゃるならば、民間側にも決して都合はない、こういうふうに考える次第であります。

○橋本(答)委員 最後の一つお聞きしたいのであります。日本放送協会は公共企業体でありますから、種々の税金の免除を受けております。なおまた民間放送局におきましても、新聞と同様とは参りますまいが、大体それに近いだけの恩典は受けると思う。ただ来るべき一これは私どもの委員会に所管ではありませんが、多少の関連はあるわけでありませんが、附加価値税が、新聞の方はこれを免除するように今計画が進んでおるようでありますけれども、この問題は今のところは、民間放送局に關しては具体的な問題になつておりません。しかし広告税は免除されておられます。この附加価値税の免除についての御意見を、杉山さんにお聞きしたい。

○杉山(勝)公述人 ちよつと話が前後いたしますが、放送債券の方からお答えします。私は放送債券の発行を不可

とすると申し上げたのではなくして、そこに三十億という線をお引きになつたのが不当ではないか。こういうふうに考えまして、三十億というものを法文の中におうたいになる必要はない、こういうことを申し上げたのであります。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

○橋本(答)委員 機構の問題につきましては、私の方も専門の者が研究しておりますので、そういうことは資料を差上げてお答えしたい、こういうふうに思っています。

ば、もつと向上したものがやれると思
います。けれども放送局へ何べんも行
つてみたりしております。現在のこ
の状態では、今のを最善に使つて行く
よりしかたがないのだらうと思つて、
同情を持つているくらいでございま
す。

○松本(善)委員　しからは水谷さんにもう一点伺いたいのであります。先ほどNHKの会長さんからも答えられたように、みずから認めておるところの薄謝という問題であります。現在やつておりますところの放送局のいわゆる薄謝というものは、一流の芸能人であるならば何分に幾ら、こういうことを先に古垣会長の方からお尋ねして、しかる後に水谷さんにお聞きしたいと思いますが、まず最初に放送局で現実には支拂つておりますところのいわゆる薄謝なるものが、どういう基準でやられておるのか、これは一流の芸能人について簡単に御説明願いたいと思います。

○古垣公述人 非常にむずかしい問題です。一流の芸能人につきましても、各種類によつて非常に段がある。それで数字等については私今宙に覚えておりませんから、調べてお知らせしたいと思いますが、要するに二年前三十五円の聴取料がきまりましたときに、市価と見比べまして、この辺が妥当であらうということを一人々々について検討いたしましたして、そうしてきめたの

て今日の公共の放送に対しては不当のもではなかつたのです。三年前に三倍半以上にその前の値段を上げております。それが今日非常に問題になつてゐるわけであります。

○松本(著)委員 古垣さんの御意見も一応は納得でき得るものであります。が、了解に苦しむものであります。

しからば水谷さんにお聞きしたいのでありますが、非常にあいまいな会長

イトとでも申しましようか、そういうことになつております者と、の違いもございますし、どこを標準にして申し上げてよろしいか、それはわかりません。また同じ放送でも、劇を放送いたします場合と、二十の扉とか、対談とか、訪問とか、そういう時々に応じて違ひますから、どれをもつて標準としてよろしいかは、私たちにはまだわかりません。

○松本(善)委員 水谷さんに重ねてお伺いしたいのでありますが、あなたは芸能家として、芸術家としておありでありますかゆえに、二十の扉に出られた人として私どもは受取つておりませんで、その点あなたが一流の芸能を代表しておられる立場においてお答え願いたい。

○水谷公述人 私はただいま申しましたように、舞台の方が主でございますから、今まで放送局に対してどれだけくださいと要求をしたことは一度もございせん。ただあちら様がくだるのを黙つていただいて来ているだけなので、俳優と申します者は、自分の芸を評価して、その値がきまるようなものでございますから、その自分の値段はなか／＼おつしやらないのです。

よろしいか……。

○松本(着)委員　ただいま薄謝の問題でありますが、この点について杉山さんにもお尋ねしたいと思いますが、はたしてあなたも薄謝ということをお認めになつておられるのか。今後人間を犠牲にしてということとは失礼でございますが、薄謝という考えをあなたとしてはおられるかどうか。そうしたならば、あなたとして今後民間放送に携わられる場合において、パーセンテージでけつこうでありますから、どの辺が妥当であるかというお考えがもしもあれば、聞かせていただきたいと思ひます。

○杉山(勝)公述人 眞摯屈を企圖した
します当初、並びにそれより前に研究
いたしました当時に、いろいろ各方面
の意見をお聞きしたことがございま
す。特にNHKの専門の方につきまし
ても、いろいろその経理内容をお伺
いしたことがございますが、どうも全部
ふたをあけてお話にならない。そうい
う関係上、これがほんとうに当つてお
りますかどうかということとはつきり
いたしません。私は薄謝ということ
はもはや認めておるわけでありまし
て、たとえば二十三年度と思います

ないか、こういうふうに考えておりま
す。

○松本(善)委員 その薄謝の件につい
ては、一応了承いたしました。

次に、経営委員会の委員について、神野さんからも御意見があつたようであります。まず神野さんに、この法案によつて生れる委員はこうあつてほしいという御希望が御案、具體的なあなたの方のお考えが、おありになれば、この際参考のためにお聞きしたいと思ひます。

○神野公述人 私は委員の選定方法についてお尋ねでありますから、自分の感じを率直に申し上げますと、基礎は地域的にきめられております。それから文化、科学、産業と並べて、職域に對しても考慮するというような方法になっております。そこで国会において御選定になる上に、非常に御困難があるのではなからうかと考える点を簡単に申し上げますと、地域的に常識の非常に出て、経営その他運営の面において有能な常識の発達した人を第一にお選びになつて、それをもつて基礎とするのが一番いいのではないかと。それから放送の基本をきめることになつておりますが、そういうことをその委員会において、各極の芸能というか、芸能ばかりではなく、職域において、地域別でもけっこうでございますが、そういう特殊な専門的な機関をつくつて、そこに諮問をして、その意見を徴して、経営委員会において放送の基本事項をとりきめるといふふうにして行けば、専門的なものになるのではなからうか。芸能のものもありますけれども、芸能人はばたして経営というものに堪能であるか

どうか。それからそういう点が少しどころかに偏するのではないかと、いうような感じがしております。お尋ねがありましたから、自分の思つたままを申し上げます。

○松本(善)委員 古垣さんも一時の約束だそうでありますゆえに、まず古垣さんに対する件を二、三やつてみたいと思ひます。先ほどの協会に対する監査の件であります、御承知のように法案によりますと、会計検査院がこれに当り、国会に提出する。こういうことに相なつておりますが、しからばあなたは、現在やつておられるのか。あるいはどうしてもそういう方式にしてやらなければ、今後の放送局のあり方として発展して行かない。ことに民間放送というものができておられるのなら、手をゆるめてもらわなければならぬと考へられるのか。この二点のどちらであるか伺ひたい。

○古垣公述人 今おつしやつたあとの方の点であります。

○松本(善)委員 この点について、杉山さんの御意見を伺ひたいとしたいと思ひます。

○杉山(勝)公述人 先ほど公述いたしましたように、私は会計検査院の検査は一向さしつかえない。これの経理が非常に公平妥当であり、また正しく経営ができておられる場合には、進んで公開してもさしつかえないと思つておる關係上、その点はけつこうである、こゝろ思つております。

○松本(善)委員 重ねて杉山さんにお尋ねいたします。もし協会に対して政府の保護が與えられたとした場合においても、やはりあなたは同様なお考え

をお持ちになりますか。

○杉山(勝)公述人 これも公述いたしましたように、保護があればあるだけ、そういう監督、監査は嚴重でなくちやならぬ。逆に申しますと、そういう監督、規制を受けなければ、保護規定をなるべく少いように訂正するのが本来ではないか。こういうように申し上げた次第でありまして、保護規定があればあるほど、検査は嚴重であるのが當然であると思ひます。

○松本(善)委員 古垣さんにお尋ねいたします。法案の第四章に罰則規定があることは御承知だろうと思ひます。現実におきましては、役員も職員も同じにこの規定が適用されると思ひますが、私といたしましては職員に対してこの罰則を適用するのは、論外のことであると思つております。しかしながら過去において放送局でこうしたことがあつたかどうか、またあり得るような仕事をされているのかどうか、この法案とは別個に、現在NHKにおいてやつておられる実際のあり方を御説明願ひたい。

○古垣公述人 私もこの罰則の適用が、役員のみならず職員にまで及ぶという点には、反対の考えを持つております。これは役員に限られてしかるべきだと思ひます。職員が過去においてそれと類似のことがあつたからというのでは決してない。むしろそれと反対であります。ことに公共的な仕事をやる放送事業におきましては、いろいろの誘惑がございます。従ひまして私どもはそういう点は、非常に嚴重に取締つて参つたつもりであります。そうして私の知る限りにおいて放送局の職員

は、内においても外においても、決してこういう罰則に當るような、また罰則を必要とするような行動をとつていないことをはつきり申し上げます。でありますから、放送のような活動を要する仕事において、こういう罰則のあることは不名誉なことである。放送自由人としてこの罰則は、職員からは許していただきたいと思ひます。

○辻委員 大分時間も経過いたしました。松本(善)委員 経過いたしました。お尋ねに、私も一応打ち切りたいと思ひます。

○受田委員 水谷さんはお歸りになつたので、水谷さんに対する質問は省きます。先ほど四人の方の公述なされたことは非常に真剣で、それ／＼の立場より私たちが啓蒙していただいたことを感謝します。去つて行かれた水谷さんは、特に文化人として非常に良心的な意見を述べておられる。この点においてわれ／＼非常に学ぶべき点が多かつたと存じます。今ここにお残りいただいている民間放送の權威であられる方と、それから現在のNHKの最高責任者のお二方に、ちよつと基本的な問題についてお尋ねしてみたいと思つております。これはこの法案を通すことによつて、民間放送がここに考へられ

たのではあるが、このままでは民間放送を發展させるのに非常に困るといふ御意見であつたと思ひますが、杉山さんの場合は、聴取料の取立てその他の規定を設けてないこと、それから現在の周波数並びに受信施設をもつては、民間放送の伸びる範囲が非常に狭いといふ懸念を持つておられましたか、

この法案が通つたとしても、この法案の幅において十分民間放送を發展するという熱情を持つていらつしやるのであるか。これがこのまま通つた場合には、非常にきつ／＼な形になつて、前途が暗澹するといふ不安を持つておられるのか。この点においても特にお尋ねいたします。

もう一つ、古垣さんは現在における放送の当面の最高責任者でいらつしやいますので、その尊い体験を通しての意見を述べておられたのであります。民間放送は十分自由の立場で伸びて行けるであらう。公共企業体としてのNHKとそれから民間放送とは、両立するものであるといふ確信を持つていらつしやるか。これは非常に基本的な問題でありますので、お二方にお尋ねしてみたいと思つております。

○杉山(勝)公述人 民間局を開設いたしまするにあたりましては、各方面をいろいろ審査いたしました。慎重審議の結果、非常な覚悟を持ちましてわれわれは立上つておるのであります。そういう關係上、前途に非常な不安を持つておられる、これも事實でございます。またこの法案が成立いたしましたとしても、このままでございすれば相當の困難性があるといふことは覚悟しておるのであります。しかし先ほど公述いたしましたように、全然成立したぬという議論をなされる方が、民間の企業者の中にもあるのではありませんが、それには賛成したくない。すなわち前途は非常に暗澹としてけわしい。しかしこれを乗り越えるところの熱情とパイオニアの精神、これだけは持合せておる。この

精神だけではやつて行けない。結局赤字といふものは相當出ることを、現在予想しておるのであります。しかしその赤字が非常な大きなものであるか、あるいはそれほどでなく、われ／＼の資金で、またわれ／＼の腕でそれを防げるかどうかといふことにつきましても、満幅の確信は持つておりませんが、まあ三年なら三年といふくらいのこと

ころは、相當な赤字でも乗切れる。こういうことの資本のバックとか、そういう精神を持つた人々をかき集めまして、この民間放送をやつて行きたい。こういうふうに考へるのであります。して、法案ができましたならばたちまち赤字になる。こういう甘い考えは持つておりません。非常な赤字である。しかし三年で赤字が累積したとして、各民間放送が共倒れになるといふ場合には、この立法に當られた方がこの法案をより方に改正してもらいたい。この点は現在から非常な期待を持つておるのであります。ぜひともひとつお願いいたします。

○古垣公述人 私簡単に答えたいと思います。私どもの最大の関心は、国民全体の放送がこの法案によつて犠牲をこうむらない。少くともこの法案の目的とする国民に対する侵害がないようにしたい。つまり聞えないようなところがあつたり、また聞く番組が低下する、音が悪くなるということがないようには、監視をいたしておるのであります。その見地からこの法案を見ますと、いろいろ技術的に意見はございしますが、原則的にこれで最低限度の公共の利益が保障されると考へます。他方御質問の焦点である民間放送につきましては、これは広告業者あるいは民間

の企業者が利用なさるのでありますから、その努力とその計画のよしあしにかかるとありまして、門が開かれてあつて、それからその努力次第によつて発展もし、あるいはその発展がそれほどでないということもあり得ると思へます。

○委員 古垣さんの御意見の国民のすみ／＼まで、国の津々浦々に至るまで、あらゆる階層、あらゆる地域を通じて、放送の公共性を強調される点が、この法案に特に要請されておられることは、私非常に賛意を表するものであります。特に今の日本の文化を高めるといふ立場から、山間僻地に至るまでこの受信施設が完備して、中央の放送、地方の放送が適宜開かれるようになりたつておられるのが、この法律が規定されても、ほとんど影響のないのは、やはり山間僻地とか島とかいふところですか。こういうところが相当の地域にわたつておられると思ひます。この間種子島で民間放送を特殊の技術者がやつておられることを聞きました。非常によく電気の施設のない島などというものは、全国に非常に多数あるけれども、ほとんど放送の効果を受けておりません。そして電気の引いてない山間においても同じことです。こういう点については少し——今度はこちらの政府の責任になるわけでありまして、放送当局者としてはでき得べくんばそういうことを十分考へて、この法案を生かす道に努力していただきたい。

それから民間放送の場合に、今度は杉山さんのお立場であります。先ほど放送は三分の二というものは公共性を持つのであるが、この点においては協会と待遇をあまり差別して来られては困るという御意見がありました。私の公共性というものを協会の場合と比べると、非常に範囲が狭くなるおそれがある。つまり公共性を持つ協会の場合は、非常に大きな立場で動く。民間放送の場合は、特殊の官の力を借りるということなくして、独創で行くという立場から特殊な、公共性が片寄るおそれがないか。これが少し心配であります。それとその公共性の部分に対する聴取料ということをお考へになつておられたようですが、そういうことは技術的に、放送の公共性の部分に対する徴収は、それは分割してもちろつたことに對する技術的な観点といふものを、ちよつと御説明していただきたい。たとえば五円をわけてもらふというふうな、そういう計算の基礎はどこにあるかといふこと、このことをお尋ねしたいと思ひます。

○杉山(勝)公進人 三分の二が公共放送だ、公共的性質を持つた放送であるといふことを申し上げたのであります。それが、それに対してところの割合といふものが、どこに出るかといふことは、結局これは法文に特に三十五円と明示されておられるようには行きませんので、たとえば全国におきまして何局が許されるか。その何局がどういふ規模であるか。そういう方面から道算して、それに要する諸経費といふものの大体の目安がつくと思ふのであります。それからそういう目安がつかますれば、それを現在のNHKの八百三十万の聴取者に割当てて、これが二円になるか三円になるか、こういうようにきめて行く方法がとれるのじやないか。また初めからだといふ五円というふうな仮定の数字を出しまして、その数によりまして、大体各民間局が維持できる費用を按分する。それ以外に広告放送がありまゝから、広告放送から入りますところの経費にプラスしたしまして、大体腰だめの五円なら五円というふうな数字を先にきめて行く。こういう二つの方法によりまして、大体二円なり、三円あるいは五円というふうな数字は出て来るのじやないか、こういうふうな考へておられるのであります。たとえばまたその一つの根拠をいたしまして、この四月から以降、鉄道の通行税が廃止になります。そうしますとこれが年間二十六億円の金が出て来るわけでありまして、国鉄の方ではそれと鉄道の運賃を下げるかと申しますと、鉄道運賃は全然そのまゝに置き置いたしまして、サービスの改善に向けて行く。こういうことから考へますと、先ほど申し上げましたようにその五円なら五円としました一部を民間局へ配付する。その残額といふものを放送技術の改善の費用に広く使うといふことにおきまして、民間局のないところからとる不公平がないことになるのじやないか、こういうふうに考へておられる次第であります。

○委員 これで質問は終わります。水谷さんのおいでになります。私特別に文化人としてのあなたの放送に対する御見識を先ほどから非常に感激してお聞きしたわけですが、芸術家が良心的に動く場合に、放送などによつてその良心が曲げられるといふことですか。これはこの法案とちよつと離れるようであります。非常に貴重な問題でありますので、特にここへおいていただきたいのは、そこに重点があると思ひます。自分の意図にない立場で放送しなければならぬような場合、また実演をする場合に、ここで一緒にやりたといふ地域がある。こういう場合に進んで出てやりたいといふようなことをお考へになつても、いろいろな関係で文化に恵まれぬ地域には、再びお伺いできないといふような事態が起きると思ふのです。こういう場合に放送というものは非常に公共性を持つて来る關係上、先ほどお話になつた点で民間放送のよく行われる地域は、現状では都市が中心になると思ふ。非常に文化の低いなかの方は、やはり公共性を持つ協会の放送が中心になると思ひます。山間僻地、農村といふようなところは、公共性に大した現状の変動はないのじやないかと思ふ。それとも一つ、芸術をほんとうに生かす立場から、放送のプログラムなどで、自分の意図にないことをむりにしなければならぬといふような場合に、その良心を尊重されて、これを拒否されるというふうな場合も起きると思ふのですが、こうした場合に、先ほどの御説のごとくに、できるだけ文化を高めてやりたい。料金をとらないようにして、多くの人に文化の潤いを与えてやりたい。こういう芸術的な良心を生かしていただくことによつて、放送技術の欠陥が補へると思ふのです。私は放送といふものは一つの技術であり、放送するそのものは非常に高い文化規範であると思ひますから、この法律そのものが一方においては文化法であり、一方で言うならば一つの技術的な法律でしようが、特殊な法律である

関係上、芸能人としての御感覚がよほどお迷ひになつておられるらうと思ふのですが、非常に良心的な御意見であることにおいて、先ほど来非常に謹言したわけですが、その点をお礼を申し上げておきます。

○辻委員 それでは江崎君。御質問は古垣さんらしいのですが、古垣さんは午後一時からどうしても出かねければならぬ御事情があります。時間が経過しておりますから、簡単にお願いいたします。

○江崎(一)委員 それでは古垣さんにお尋ねしますが、この法案によりまして、現在の社団法人である日本放送協会が、実質的にそのまゝ新しい日本放送協会に移つて行く。こういう形でありまして、特に伺ひたいと思ふのです。この放送法案の第一條第二号によりまして、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。」といふことがありますが、今までの放送協会ではこの法の精神に一致しておつたか、あるいは多少ずれておるか、その点について伺ひたい。

○古垣公進人 簡単に答えをいたしますと、放送協会はこの精神に沿つております。私どもはいずれの権力、いずれの勢力にも偏しないので、放送を中立の立場からするということに全力を盡して参つております。

○江崎(一)委員 もう少し詳しくお話を願えないでしょうか。

○辻委員 それで大体はつきりわかるのじやありませんか。

○古垣公進人 それでおわかりだと思います。

○江崎(一)委員 それではお伺ひいた

しますけれども、これは日本評論の去年の九月号に載つておつたのです。ルポルタージュの中にあるのですが、銀座の松坂屋わきで行われた街頭録音、あなたの家計簿はどうなつておられますかという題なのです。そこでこの録音放送をわれ／＼聞いておきますと、非常に苦しいけれども何とかやつて行けるというふうな意見を述べる人が、どんだんビツク・アップされておる。しかしながら実際にとつてみた中から、特に非常に生活の苦しさを訴えておるというふうなのは、取上げておらぬのです。きまじめ過ぎておもしろくないからでしょう。こういつたような理由によつてバツになつておる。たとえば麦わら帽子をかぶつた貧相な男がおる。この人が、物価は数倍に上つたけれども、私の給料は昭和十五年に対して百倍あるはそれ以下である、だから非常に苦しい、こういうことを言つておられます。また女事務員が、まつたく赤字のものである、着物一枚買いたくても買えないし、映画を一度見たいけれども、それも思うように行かないと言つておる。そのほかいろいろ生活の苦しさを訴えておる。これは全部バツ。こういうふうな編集方針を指導しておられるのかどうか、その点をひとつ伺ひたい。

○古垣公述人 そういふ編集方針は指導しておりません。それから人間のやることです。人間間的ないろいろの批判の余地はあるだろうと思ひますけれども、編集については編集の自由独立というものを持つておまして、編集者が十分良心的にやつておることだけを申上げておきます。

○江崎(一)委員 ではもう一つ反証を

あげたいと思うのですが、これは実は怪く自身のことです。私滋賀県選出ですが、滋賀県選出の代議士が全部集まりまして、これで三分間の録音放送をやるという計画をNHKでなされた。このときちょうど下山事件、三鷹事件のはなやかなときでありまして、これについて共産党の見解、これはデマであるというのを三分間にまとめました。そしてこれをJOBKに持つて行つたところが、な／＼原稿についてOKと言わない。編集部長は何回も何回も会い、そのあと使ひの人が往復した。これはあなた御存じの通り、今非常にきつてくつです。特にあなたの党に對しては、その点がやかましうございませう。何とかこれはひとつ撤回してもらえぬだろうか、こういう話であつた。これはほんとうのことです。とにか／＼あなたは滋賀県から出ておられるのだから、滋賀県の話をしてもらえぬだろうか、こういう話です。そこでそんなら話をしよう。保守党から特に名を引きますが、保守党と叡山の坊さんの話をしようか。坊さんは極楽に行けぬという話をしようかと言つたら、それとも困る。それで一体あなたは国会議員を国会議員並に扱つか。こう居直つたら、そうしたらやつとのことで、この下山事件、三鷹事件に對する三分間の録音放送が、大分修正されて許可されたという事実、これはほんとうのことです。たいへん申訳ないけれども、これは御存じの通りたいへんきつてくつです。こういうことを言つておる。これは一体どういふことですか。

○古垣公述人 たいへんおもしろく伺ひましたけれども、別に御返事する必要はないだろうと思ひます。あなたが御経験になつてお話になつたその通りだろうと思ひます。われ／＼としては常に中立を持ち、不偏不党でやつて行く……。

要は……。

○江崎(一)委員 今のお答え、非常に私不満なんです。大分むずかしい注文かもしれないが、非常にやかましく言つて来るところがあると云つておる。それはあなたが言つておるのですか、どなたが言つておるのですか。

○古垣公述人 私は初めから申し上げておる通り、私もどしどしは常にこの表現の自由を確保すること。というところが出ておる通りに、今までもこの方針でやつて来た。しかし私が不肖であつたり、従つて同僚において神様のようになつてないこともあるかもしれない。あつたかもしれない。それは御子承を願ひたいと思ひます。私としてはそれ以上つけ加へることのないように思ひます。今のお話もしろ／＼、新しく伺ひました。

○江崎(一)委員 この問題については、これ以上追究をいたすことをいたしません。去年放送で、盛んに株式の民主化ということをや言はされた。そうして家庭の御婦人なども株を買つてくたさい。労働者も株を買つて、株主の労働者になつてくたさい。ど／＼株の民主化ということをや言はされた。そのあげくの果、株の大暴落、株を買つた人はえらい損をしたのだけれども、政府のちやうちん持ちをして、国民大衆にこんな大きな損害を與へたことについて、NHKはどう考へるか。

○古垣公述人 この問題は、私も何を

お答えしていいかわからないのですが、われ／＼は公共放送をやつておりますから、公共的な放送として、必要を認められておる放送でございます。しかしそれだからといって、全然責任を他に転嫁する考へはありませんけれども、まだ問題は終つていないと思ひます。それだけに責任をやはりそれ／＼感じて、そして株の問題だつてこれ下つてしまつて、国民が損害をしてしまふのではなくて、すべての産業に国民が参加するといふ趣旨でやつておられることだろうと思ひます。まだ問題は終つていない。これをよくして行くように、みんなで努力したらいいんじゃないかと思つておられます。

○江崎(一)委員 従来もこの放送委員会を活用しておられるかどうかということ、特にこの放送法案に對して、この放送委員会の意見を聞かれたかどうか、これをひとつお聞きしたいと思ひます。

○古垣公述人 放送委員会は今仕事をや満了に終つて、解消したものだと思つておられます。

○江崎(一)委員 最後に水谷さんにお伺ひしたいのですが、いろいろ劇団の人の話を聞きますと、こういう放送劇に、こういう出し物をしたいのだけれども、こういうわけで相談するといふと、これはちやうと困る。そういうことを言われるかどうか。またいろいろなせりふの言ひまわしでも、こはこはというように削つてもらわなければいかぬといふことがあるかどうか。それをお伺ひしたいと思ひます。

○水谷公述人 戦前、戦中は盛んにありました。言ひたいせりふも言えませんでしたし、筋もかえられたりして、きつ

う／＼なことが盛んにございました。戦後はそういうことは一切ございせん。來ました台本は、台本通り放送できます。

○辻委員長 田島君。

○田島(一)委員 大体江崎さんの質問がありましたから、ちよつと関連したところを念を押しておきたいと思ひます。この法案は、先ほど杉山さんからお話がありましたように、民間放送に開放しておりますが、事實はな／＼民間企業ができないようになつてゐる。小さな日本の資本でつくるといふか莫大な、特別な資本を持つたバツクでもあれば特別といたしまして、できましたところで、この電波監理委員会が生殺與奪の権を持つておられます。結局これは街頭の広告放送とか、あるいは雑誌や映画で見ますような低級なエログロの民間放送に墮する以外には、民間放送としてはこの法案では効果はなからうと思ひます。今後あるいは特別な資本が入つて来るかもしれない。そのことは別として、結局いたしますと、今のNHKの独占強化が、この法案でなされようとしてゐる。その点で單一独占的な放送が、必ずしも民主的でないという御意見を古垣さんが述べておられましたが、私も同意見であります。しかしこの法案によりまして、一層独占強化になります。古垣さんの御意見では、国民奉仕のサービス機関として、自主性を今後持たれるかどうかについて、私疑念を持たされたけれども、今の放送協会のやり方について、自主性をお持ちになつておられるかおられないか。この点をはつきり

お伺いしたいのです。具体的な例を二、三おあげしてもよろしいと思ひます。たとえば先ほどの債券の問題にいたしまして、放送局の自主性の立場からなされておられるのか。私の例を申しまして、私あまり出ませんが、一、二回出ましたときには、いろいろつまらないことも制限されております。そういうことは放送局が自主性をお持ちになつておられるのかおられないのか。もし持つておられないとしたら、これが一層今度の法案によつて強化されたとして、戦争中のあの放送の統制というようなことを懸念いたしました。その点のお答えをばつかりお願いしたいと思ひます。

○古垣公進人 終戦以来NHKの放送は非常に大きな自由が與えられまして、政府の干渉等もなく、日本の現状において自主性を持つてNHKは放送をいたしております。

○田島(ひ)委員 つけ加えておきますと、先ほど債券の例が出ましたが、あれも政府なり証券会社のあれがなしで、NHKの自主性でもつて完全にやつておいでになるのか。われ／＼に対するいろいろの制限も、あなたの方の自主性でやりになつていられると断言できますか。

○古垣公進人 日本の現状において日本の現状がどういふ現状にあるかということは、私から申し上げるのにはむしろこつけないと思ひますが、現状において自主性を持つてやつており、私どもの責任であります。

○田島(ひ)委員 そういたしますと、現在の状態にあつては、やはり別の意味で解釈いたしますれば、ある一定の制限を加える。そういうことが今度の

法案の中に法文化されている。そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○古垣公進人 それは意見の相違であると思ひます。

○辻委員 それではこれにて暫時休憩して、午後二時より再開することにいたします。

午後一時十九分休憩

午後二時十二分開議
○辻委員 休憩前に引続き公聴会を開きます。

それでは阿部眞之助君にお願いいたします。

○阿部公進人 私は法律のこともよく存じませんし、ことに放送の技術のことについて一向よく存じていませんので、私のこれから申し上げること、大衆の心持というのか、大衆のセンチメントを申し上げるので、議論にはならないかもしれないのであります。

しかしこの場所は大衆政治家によつてものを議せられるところなので、大衆のセンチメントを基礎にしてこの法案を御審議していただきたいと思ひます。それでなければいけません。御理を盡した案にはならぬだろうと思ひます。そういう意味で私は大衆の心持を申し上げるわけでありませう。もちろん私が大衆を代表するとか、そういう意味でなくて、大衆の一人としての心持であることは申すまでもないことであります。

私は初めこの案が出ると聞かされたとき、先ほどもある委員が言われた中に、自由競争の原則という言葉があつたのであります。そういうふうな意味合いでこの法案が提出されるのでは

ないか、かように理解しておつたのであります。ところが法案を拜見しますと、必ずしも自由競争の原則というものが全面的に取上げられてないやうであります。といつて従来の原則でもないわけでありませう。いわば先ほど古垣君も言つたやうな、二重の原則によつてこの案が取上げられているように思ふのであります。一つはいわゆる公共放送、一つは商業放送、こういうことになつておる。先ほど来公共ということはどういう意味かということが、盛んに論議されていたように拜見しましたが、私にわからないことは、一体公共的とは何ぞやという基本觀念について、はなはだ不明確なものがあつたやうに受取れたのであります。ある委員の方からは、民間放送と非常に公共性の幅が狭くなるというやうな御議論もあつたやうでありますけれども、

實をいいますと、今のやうな政府もしくはある公共団体が経営するがゆゑに公共放送であり、民間の事業であるがゆゑに非公共的であるという見解は、実は私はたいへん形の上にとらわれた議論のように理解されるのであります。民間人が経営するものはみな非公共的であるという議論の非根拠的なものであることは、それならば新聞というものはすべて民間人の経営になるものであるから、新聞の公共性というものはないかという、そうではない。

逆を言うと、従来の経験によると、ある公共団体もしくは政府によつて経営されるものが、かえつて非公共的であるという場合はなほ多い。公共の名によつて民間を圧迫し、大衆を圧迫したという例は、この戦争以来われわれ

は耐えきれないほど味つて来たところでありませう。ただ単にある公共団体の経営なるがゆゑにこれが公共的である。ある民間会社なるがゆゑに非公共的であるというやうなことは、まことに私は理由にならぬことだと思ふ。

何が放送の公共的であるかということ、放送の内容によつてきまることではありません。どういふことを放送すれば公共的であつて、どういふことを放送すれば非公共的であるかということ、そのものがきまるのに、放送の内容がどういふものであるかということ、を、この法案は一つもうたつていない。放送協会の方の要綱を見ると、放送協会は公共的の放送をやる、公衆とか公衆社会の福利のために放送するといひますが、それなら民間の事業は公衆の福利をまるで無視してもかまわな

いか。私はそんなものじゃないと思ふ。いやしくも民間放送といへども、公共の福利を眼中に置かないやうな、一切のやういふ放送は、経営者の公共団体である民間団体であるとかかわらず、私は非公共的の放送なりと言わざるを得ない。ところで放送の内容を見ますと、この法案には何も書いてない。どういふことを放送することが公共的であるかということが説明されてない。おそらくは民間放送と協会の放送が始まつた場合においては、内容はあまりかわらぬものができて来るだろうと思ふ。浪花節のやうなもの、うとうと浪花節語りの人にあるいは怒られるかもしれないけれども、浪花節のやうなものでも、放送協会がやれば公共的の放送であつて、同じ浪花節が民間の業者によつて行われた場合には、それは非公共的のものであるというやう

な解釈は、私は成立たないと思ふ。この点についてこの放送法案は何も語つていない。ただ経営が民間人であるか法人であるかということだけの區別によつて、一方を商業的のといひ、一方を公共的と稱しているだけで、これは言葉のあやであつて、公共性の何ものであるかということの實際上の解釈にはならぬ、かように存じています。

先ほど朝日新聞を代表されたといふよりも朝日放送会社ですが、その方によると、三分の一は広告放送だから、それは非公共的かもしれないけれども、あと三分の二は公共的だといふお話がありましたが、私は非常に奇異の感に打たれた。三分の一の広告といへども、公共的なものでなくてはならぬと思ふ。現に日本の新聞は、といふよりも世界中の新聞は、広告のために非常に多数の紙面をさいておる。こんなにたくさん

の広告を入れているために、それらの新聞がすべて非公共的であるかといふと、そうではない。それなら入つておる広告の面だけは非公共的かといふと、私はそれは見ない。広告といへども、私は非常に重大なる公共性を持つていなければならぬだろうと思ふのです。この広告は従来は、ことに日本の新聞においては、非常に非良心的に扱われて来たといふことはあるのです。しかしながら本来の広告そのものは、実に現在においては欠くべからざる重要な公共的の仕事であると思ふ。ただ単に広告者が自分の営利のために広告するといふ、そういう解釈を持つていふことは、私は広告に対するたいへん古くさい考えだと思ふ。私は広告業者を代表して言うわけでも何でもない。広告といふものは、新聞の記

れは耐えきれないほど味つて来たところでありませう。ただ単にある公共団体の経営なるがゆゑにこれが公共的である。ある民間会社なるがゆゑに非公共的であるというやうなことは、まことに私は理由にならぬことだと思ふ。

何が放送の公共的であるかということ、放送の内容によつてきまることではありません。どういふことを放送すれば公共的であつて、どういふことを放送すれば非公共的であるかということ、そのものがきまるのに、放送の内容がどういふものであるかということ、を、この法案は一つもうたつていない。放送協会の方の要綱を見ると、放送協会は公共的の放送をやる、公衆とか公衆社会の福利のために放送するといひますが、それなら民間の事業は公衆の福利をまるで無視してもかまわな

いか。私はそんなものじゃないと思ふ。いやしくも民間放送といへども、公共の福利を眼中に置かないやうな、一切のやういふ放送は、経営者の公共団体である民間団体であるとかかわらず、私は非公共的の放送なりと言わざるを得ない。ところで放送の内容を見ますと、この法案には何も書いてない。どういふことを放送することが公共的であるかということが説明されてない。おそらくは民間放送と協会の放送が始まつた場合においては、内容はあまりかわらぬものができて来るだろうと思ふ。浪花節のやうなもの、うとうと浪花節語りの人にあるいは怒られるかもしれないけれども、浪花節のやうなものでも、放送協会がやれば公共的の放送であつて、同じ浪花節が民間の業者によつて行われた場合には、それは非公共的のものであるというやう

な解釈は、私は成立たないと思ふ。この点についてこの放送法案は何も語つていない。ただ経営が民間人であるか法人であるかということだけの區別によつて、一方を商業的のといひ、一方を公共的と稱しているだけで、これは言葉のあやであつて、公共性の何ものであるかということの實際上の解釈にはならぬ、かように存じています。

先ほど朝日新聞を代表されたといふよりも朝日放送会社ですが、その方によると、三分の一は広告放送だから、それは非公共的かもしれないけれども、あと三分の二は公共的だといふお話がありましたが、私は非常に奇異の感に打たれた。三分の一の広告といへども、公共的なものでなくてはならぬと思ふ。現に日本の新聞は、といふよりも世界中の新聞は、広告のために非常に多数の紙面をさいておる。こんなにたくさん

の広告を入れているために、それらの新聞がすべて非公共的であるかといふと、そうではない。それなら入つておる広告の面だけは非公共的かといふと、私はそれは見ない。広告といへども、私は非常に重大なる公共性を持つていなければならぬだろうと思ふのです。この広告は従来は、ことに日本の新聞においては、非常に非良心的に扱われて来たといふことはあるのです。しかしながら本来の広告そのものは、実に現在においては欠くべからざる重要な公共的の仕事であると思ふ。ただ単に広告者が自分の営利のために広告するといふ、そういう解釈を持つていふことは、私は広告に対するたいへん古くさい考えだと思ふ。私は広告業者を代表して言うわけでも何でもない。広告といふものは、新聞の記

れは耐えきれないほど味つて来たところでありませう。ただ単にある公共団体の経営なるがゆゑにこれが公共的である。ある民間会社なるがゆゑに非公共的であるというやうなことは、まことに私は理由にならぬことだと思ふ。

何が放送の公共的であるかということ、放送の内容によつてきまることではありません。どういふことを放送すれば公共的であつて、どういふことを放送すれば非公共的であるかということ、そのものがきまるのに、放送の内容がどういふものであるかということ、を、この法案は一つもうたつていない。放送協会の方の要綱を見ると、放送協会は公共的の放送をやる、公衆とか公衆社会の福利のために放送するといひますが、それなら民間の事業は公衆の福利をまるで無視してもかまわな

いか。私はそんなものじゃないと思ふ。いやしくも民間放送といへども、公共の福利を眼中に置かないやうな、一切のやういふ放送は、経営者の公共団体である民間団体であるとかかわらず、私は非公共的の放送なりと言わざるを得ない。ところで放送の内容を見ますと、この法案には何も書いてない。どういふことを放送することが公共的であるかということが説明されてない。おそらくは民間放送と協会の放送が始まつた場合においては、内容はあまりかわらぬものができて来るだろうと思ふ。浪花節のやうなもの、うとうと浪花節語りの人にあるいは怒られるかもしれないけれども、浪花節のやうなものでも、放送協会がやれば公共的の放送であつて、同じ浪花節が民間の業者によつて行われた場合には、それは非公共的のものであるというやう

事と少しもかわりのないものだらうと、私は解釈しているものです。従つて新聞紙に掲載したところの広告に対しては、新聞社は全面的の責任を負うべきものであらうと思う。アメリカあたりにそういう新聞が非常に多い。ここには新聞記者の諸君もたくさんおられますが、クリスチャン・サイエンス・モニターのような、キリスト教支持の非常に道徳的に潔癖な新聞は、不道徳だと決められる一切の広告は排している。酒の広告、タバコの広告、その他怪しげな映画の広告、すべて自分の考えで責任が持てないような一切のインテリゲンチヤ広告は、紙面に掲載することを拒絶してゐる。そうまでならなくても、少くとも新聞広告については、もしくは新しく生れるべき放送局というものは、広告に対しても公共的の責任を感じずべきものだらう。これによつて日本の正しい商人が繁昌し、正しくない商人が淘汰されて行くというところに、重要な役目を果たすと同時に、広告を見ることによつてわれわれは、いかに生活に必要なことを知ることができ。こういう方向を民間放送局とやらというものはとるべきものであらう。またとらせるように仕向くべきものであらうと私は思う。そうしてみたら、民間放送と協会による放送といふものの間の、どれが公共的であるか、だれが非公共的であるかといふことの区別は、なくなるだらうと思う。

案するに、この原案の作者が、協会というものと二つのものを持ち出したといふことは、午前中どなたがおつしやつたように、ある政治的の意図がある。こう考えられても私はしかたがないことだらうと思うのです。従来放送協会というもののあり方を見ていますと、あそこがいゆる通信官儀の集積になつてゐる。この集積を温存するたに、ああいうふうなものをでつち上げたのじやないかとさえ思われるので、一体それ以外に公共放送として、政府が放送会社に要求するものは何がある。言論の抑圧とか、言論を一つに統制するために、一つの大きな統制組織を、政府もしくは権力者が持ちたいという意図がなくて、何があるといふのです。構想の内容においてこういうことを私は憂うわけですが、これは放送局を自分の傘下に置いて、あらゆる軍閥に都合のいい宣伝をしたと同じ意味合いのことを、ある政府によつてなされたいとだれが言うことができるかといふことです。だからこういふものはできるだけ公平中正なる立場において取扱われ、幾つかの放送局というものがあつて、そういうふうな言論を一本的に統一される、抑圧されるという憂いを、今日において排除が必要が十分にあるように私は感ずるのです。

先ほど来委員の方から、放送局の謝礼についていろいろ御質問があつたやうです。特に芸能人に御質問があつたやうです。古垣君も、芸能人を代表された方も、お見えにならぬから、私がここで言うのは単に怯のやうに思つて、委員の方々に答えることを避けられてゐる。委員の方は、野球協会のやうな、ああいうばか／＼しい料金を出して、争奪戦が始まりはしないかといふことを憂へられてゐるが、現在においてはそれどころの騒ぎではない。実に芸能家諸君の放送協会からもう金は、ばか／＼して話にならぬ。だから私は古垣君、水谷君がこれを避けられたと思う。今はどうか知らないが、二、三年前に聞いたところでは、ある芸能人のときは、一晩出て百円くらい、の礼しからつていないといふので、古垣君は三年前ならそれで適當だと言つてゐるのですが、三年前であらうが、一流の著名の芸能人が三十分、一時間出演して、百円などというやうな謝礼といふものが、私は決して適當な謝礼であるとは思われない。なぜそういうことが起きたかといふと、放送局が一つの独占的形態にあつたからである。それらの芸能人は、一晩出てその謝礼でいいかといふと、中にはただでもよい。運動費まで出して出してもらふ。一ぺん出るとお座敷が多くなるといふので、水谷さんのごときは非常に良心的だといつて、良心的に安く出てゐるが、非良心的な人は、自分で乗り出しても、自分の商売のために出してもらふ。そういう状態である。百円は間違ひかもしれないが、薄謝協会で言われるほどで、話にならぬ。ことに芸能人においてはひどい待遇を受けてゐる。こういうことが起るのには、どこから起るかといふと、そういう強い官製の、統制的のやうな機関があればこそである。だから民間放送局が興きて、これに対抗するやうなことになるれば、引抜き運動どころでなくとも、少くとも芸能人は適當の待遇を要求することができるようになる。もう現在ではNHKの当事者に拒否されたら、それらの芸能者は放送に出る、そういうチャンスを持つことができない。ところが幾つかの放送局があつて、これら

の不幸なる芸能者を迎えることができないといふことになれば、これは芸能者にとつてはたいへんけつこうなことだらうと思う。

こういうやうなことを考えてみると、ただ単純なる公共性とか、経営者の構想の内容によらず、ただ経営者が個人であるといふ、そういうわけのわからない區別によつて、公共性といふことをきめるといふことは、私はたいへんな間違ひだらうと思う。少くともこの法案の審議にあつては何か、どういふ放送が公共的であるか。だから公共的の放送協会に課せらるべきものは、どういふ放送をさせなければならぬかといふことではないか。NHKの人たちは、教育放送とか、社会教育的の放送といふやうなものは、とても民間会社では広告の対象にならぬから、そういうものを主としてやらなければならぬといふことになるかもしれない。しかしながらこれといへども、私は広告対象になるだらうと思ひます。私は今教科書会社に關係してありますが、もしも民間放送が興きるとすれば、教育放送といふものと同時に広告放送に利用して、そして自分の教科書を方々の学校に買つてもらふ、そういう広告もなし得ると思ひます。どんな面でも広告に利用する場合には、そういうやうな放送もなし得るので、少くとも私が教科書会社の關係者として、そういうふうな教育放送をやる場合には、今の文部省がやつてゐるやうな、もしくはNHKがやつてゐる、そういう教育放送より、もつとよき教育放送をやつて、より多く聴取者を求めるということもなし得るわけでありませう。ただ單

にある社会教育的のものと、そういうものばかりが公共的であるといふことも、線を引くことはなか／＼めんどらうだらうと思ひます。

要するに、NHKが現在の形のまま引受けられたとき、何がゆゑにかくのごとき厚き保護を受けなければならぬか。これを保護する根拠はどこにあるかといふことを、私は十分皆さんに御審議をお願いしたいと思ひます。同じ浪花節の放送をするのに、一方は公共的で非常に保護を受ける。他の方では、浪花節放送といふものは、ただ單なる娯楽に過ぎないといふやうな、そういう見方をしていただきたくないと思ひます。私がかように申し上げても、この法案が出たといふことをたいへん喜んでゐる一人です。従来少くともNHK独占といふものが、ある形において破られるといふことにおいては、私はこの法案がないよりあつた方が、はるかにいいといふことは十分認めておられますが、しかしこの案をよりよき案に仕上げるためには、この放送といふものの内容について、もつと慎重なる御審議をお願いしたい。かやうに存じております。

ちよつとそれだけ申し上げたいと思つて参つたのであります。(拍手)

○辻委員長 途中でありましたが、ただいま本会議開会中でありませうので、委員各位は本会議に御出席願ひたいと思ひますから、暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後三時四分開議

○辻委員長 再開いたします。

先ほど阿部君より御意見の発表がございましたが、阿部君はお急ぎのよう

す。日本放送協会に対しては、法文上
こういう制限を加えられておるのであ
ります。ところが民間放送に對しまし
ては、放送法の目的として第一條の第
二号に「放送の不偏不党、真実及び自
律を保障することによつて、放送によ
る表現の自由を確保すること。」かよ
うに漠然と、公共の福祉に合うよう
なければならぬというだけであつて、
この條文から申しますと、第四十五條
にあるような政治的に不公平な放送番
組を民間放送会社がしても、これは放
送免許には何らの影響はない。さしと
められていないのであります。そうす
るとある民間会社に対して、特定の
経済的力なり、あるいは政治的力なり
が伸びて、その放送番組に特定の政
党の、あるいは特定の団体の意図を盛
つたものを放送することは可能なで
す。これが相當強く行きますれば、あ
るいは社会不安を醸成するような大
きな力にまで發展し得る可能性がない
とは言えない。そういう危険性があるこ
とから、放送というものが新聞と同様
に——新聞全体がそうじやありません
が、社会秩序に大きな影響があるから、
そこで杉山さんも、一般民間放送会社
に對しても、一般的には政治的に中立で
なければならぬ。従つて民間放送にも
政治的制限を加えてはどうかという御
意見であつたのでありますが、われわ
れは一応そういう点も考へるのであり
ますけれども、これを大局的に考へる
と、新聞に機關紙があるがごとくに、
たといそれが成長して、一般の利益に
なるならぬはともかくとして、あ
る政党なり団体なりは、利害にかかわ
らずそういう放送をしなければならぬ
いふやうなものがあつて得ると思つて

す。そういうものについては、何ら民
間放送に對する制限がないのでありま
すが、一面からいへば、民間放送を自
由勝手に発達せしめるという意味で
は、非常に有効だと思つてゐるであ
り、非常には不安であるいは社会秩序
けれども、社会不安あるいは社会秩序
という面から考へれば、一応考慮すべ
き問題だと思つてゐる。この点阿部先
生はどういうふうにお考へになります
か。

○阿部公述人 私ちよつと誤解してお
りましたが、私は原則的には、民間放
送に對してはそういう制限はなるべく
設けない方がよいだらうと思つてゐ
ます。しかしながらその放送の特殊性と
申しますか、新聞の場合とそこちよ
つと一致しない点があるだらうと思
います。紙の事情がよくなれば、新聞
から幾つでも機關紙的なものは出し
得るのです。百出ようが、二百出ようが、
少しも制限はないのです。ところが放
送の場合は、いかに自由とはいひなが
ら、東京都に十も十五もの、いろいろ
の意見を持つたものが許されるわけ
のものじやないだらうと思つてゐる。どうして
も現在のNHKのほかに、許されてもた
か知れたものだらうと思つてゐる。だから
現在よりも多少範囲は広がつたけれ
ども、そういう電波の關係その他の事情
から行つて、きわめて限られた、まだ
完全な自由というわけには行かないだ
らうと思つてゐる。つまり独占
的なにおびに非常に高い形において、
二、三の電波は許されることと思つて
ゐる。そういう場合においてある特定の機
關、そういう放送局があるということ
は、私は好ましくないと思つてゐる。常にや
はり公平な、不偏不党な立場における
放送局の経営者があることが、きわめ

て私は望ましいことであると思つてゐる。し
かしながら電波という特殊な事情がな
かつたならば、無制限にめい／＼の意
見を述べ得るような放送局ができる
という時代が来たならば、そういう制限
は必要はないだらうと思つてゐる。現在
においてはきわめて独占的なにおびの
高いものが二つや三つあつたところで、
それ以外にはもう出し得ないという、
そういう形における現状においては、
不偏不党、きわめて公正なる立場をと
るべしという規定があつても、少しも
いゆる言論の抑圧とか圧迫でなし
に、かえつてそのことが一般民衆に公
平なる判断を與へ得る非常に重要な
役割を果すことであらうと思つてゐる。さ
うに私は考へておりました。

○辻委員長 ほかに御質疑はございま
せんか。
それでは次に別所重雄君にお願い
いたします。

○別所公述人 民間の放送事業を企画
いたしておりますラジオ日本の準備委
員の別所でございます。時間も大分た
つておるやうでありますし、私が申し
上げたいと思つたことも、大分いろ
んな角度で先の方から御意見がまし
たので、なるべく重複しないやうに、
できるだけ簡単に公述いたしてみたい
と思つてゐます。

この放送法のいかに重要であるかと
いうことにつきまして、このように傾
重な審議が継続されておりました。お
そらくは非常にいい案において——
とより最初でありますから、完璧は期
しがたいてございませうが、ともに
かくにも立法の精神に準拠した法律
が、必ず制定されるであらうと思いま
すし、私もまたこの方の仕事にいさ

か関連した経験も持つております建前
から行きますとも、日本の放送事業が
従来の独占的なものから、多面的と申
しますか、民主化と申しますか、そう
いう案において新しく日本に放送文化
の花が咲き、國民の文化水準が高くな
るといふ一つの方向をねらわれまして
の關係の方々の御審議、あるいは現在
のところ、今日ほど國民があげてこの
問題に大きな関心と期待をつないでお
ることは、近來珍らしいと思つてゐます。
ラジオの重要性については、私もど
申すまでもないわけでありまして、立
法の精神につきましては皆様御異論が
ない。ただそれをどういふ案において
實現させて行くかということについて
の、いわば生みの悩みであると思いま
す。これを一つの手術にたとへますれ
ば、混信の問題、その他技術的の面か
ら障害があらましよう。しかしどう
しても一つの手術を行う必要があると
認めた場合には、敢然として刀がとら
るべきであります。そのために若干
の出血はやむを得ない。しかしながら
その出血の量を最小限度に食いとめる
といふことにおいて、最もよき考慮が
拂われなければならぬと思つてゐる
あります。きわめて抽象的な申し方
でありましたけれども……

そこで今後の日本の放送に對する考
え方は、しば／＼御意見に出てお
ります。新しい案に足ります日本
放送協会の使命が、従来とかわつた性
格、先ほどからこれも御議論の出で
ります。いふところの公共性を高く掲
げて、NHKはおのずからはつきりし
た立場をとつて、この線を遂行して行
く。そのためにいふ／＼の國家保障の
案がとられております。受信料の半ば

強制的な徴収でありますとか、起債の
問題、土地の問題、その他いろいろ
ものがあるのをごさいます。私など
考へますのに、このやうな新しい性格
を日本放送協会に與える以上は、自然
にいたしまして、今までのやうな、
申さば一般に供するといひますか、
言葉は悪いかもしれませんが、一般聴
者に何となくして食ひ込んで行くとい
ふやうな、多分に政策的な意図が盛
れたやうな放送番組は、今後はと
とがでなく、教養の放送でありま
すとか、あるいは全國僻地の地域まで
この電波を普及させねばならぬとい
ふやうな、さらに加つた新しい使命、
いわれるところの公共的な性格を非常
高く盛り上げて行かなければなら
んから、そのためにはどうしても採算
は考えられず、このやうな保障の案が
出て来るのであります。そこで結局
NHKの今後のあり方は、その案に
いてかなり明確に出ておると思いま
す。それがすなわち協会の保護され
ゆえんであると私は信じておるので
あります。しかしながら法案を通じて
見ますと、協会の保護の線が非常に
い、そういうやうなことが一般に言
れておるわけですね。そのあれとい
まして、この法案そのものが官製であ
るとか、あるいはいひどく偏狭なもので
あるといふやうな考へが、巷間しば
しば用いられておりますが、私などは
の点比較的にこの立法に當られた方々
御精神に近いものを感じ得ると思つ
ておりますので、ありていに申し上げ
して、私はNHKに對するこの程度の
保障は、現状の段階においてやむを得
ないと思つております。日本の將來の

を、この法案そのものから一般に與えている面が非常に多いと思います。それは民間放送に対する條章がすべて自由闊達であるがゆえに、何らの規制をされてない。まさしくそういうことも考えられますが、しかしながらそれは言ひながら、民間放送もやり得るのだというふうなおいをこの法案に盛り込むわけに参らない。あるいはもしこの法案に盛り込むことができないならば、これからできるであろうところの監理委員会規則というふうなものにおいて、民間放送をやる決意を持つということは、これは実は容易な事なものであると思います。それほどの決意をしながら、やろうとして今や全国に四十件近い申請がありますが、これは実はぐら／＼している。やつていいものかやらずにいいものか迷っている。ですから中には玉石混淆、やるだのけの決意もあるいは実力もないものがあるが、登録だけしているという面もあるように思います。漠然と與えております不安は、一番端的な例として取上げれば、電力周波数の問題、もう一つは政府がまつたく無保障である。やれるなら勝手にやれという印象しか與えていない。このことに対していかに処理すべきかということが、今日民間の放送事業を企画いたします人たちの大きな悩み、晦冥のものであらうと思います。NHKが一本であつた方がいいかどうかわからない問題、再びここで論じようと思いません。しかしながら今日の輿論は放送が多面的になる、たとへばローカルのなものであつても、聞かされるラジオから聞くラジオへ転ずるといふことの楽しさは、國民の文化水準を高める上において、これは文明国家

は大体四つ、詳しく言つても五つしかないと思います。一つはウィーク・オルガニゼーションであつて、これは経営体の力を弱くしておくという方法であります。これに對しましてストロング・オルガニゼーションという経営体の力を非常に強くしておく一つの方式があります。もう一つはコミッシヨナー、あるいはカウンシル・マネージャ―・オルガニゼーションと申し上げてよろしいかと思うのでありますが、そのほかにノン・エグゼキューティヴ・オルガニゼーションというのがありますが、これは御承知のごとくブリミティーヴな経営において行われておることでありまして、今日の進んだ社会状態においては、これは普通ないと思ひますが、大體四つだろうと思ひます。この四つの中におきまして、最近の傾向からいひまして、どうしても経営主体の権限というものを相当大きくとつておかねければならぬ。そのかわり、またそれに対しては当然責任を負うものである。こういうぐあいな経営の方式をとることが最も望ましいものである。最近の学界の意見は、大體こういうように傾いておるのであります。それに對して多少民主主義的な統制というようなことを含めたものが、アメリカあたりに発達しておるコミッシヨナー、あるいはカウンシル・マネージャ―・オルガニゼーションというのであります。私はこれを見ますと、大體このカウンシル・マネージャ―・オルガニゼーションの方式が、多分に取入れられておるように思ふのであります。

す。すなわち上の方に経営委員会というものがありまして、その下に会長、副会長、理事という直接に経営に当る機関が存在しておる。これは御承知でもありましようが、アメリカの都市に於いてカウンシル・マネジャー・プランというのが行われまして、大体に於いてあまり大きくない都市、中都市において非常に成功を見まして、最近においてはおそらくは六、七百に達しておるだろうと思いますが、その方式と大体同じようになっておると思うのであります。ところがその場合、その方の委員会という、上の方の経営しておるカウンシルもしくはコミッショナーに相当するものは、経営について根本的方针をきめる最後の権限を大体與へておられるのであります。ところがこの法案を見ると、最後の権限が與へられておらない。それが電波監理委員会に行き、内閣に行き、国会に行くというように、非常に煩雑になつておりまして、責任の所在が非常に明確でない。従つてまたこの経営についての権限が明確でない。従つてもし国民がこれを批判する場合において、一体どこを以て批判をしたらいいのかということが、非常にあいまいになるだろうと思ふのであります。この点について、もつと経営委員会の権限というものを拡大する。そのかわり重大な責任をこれに負わせるというように組織されるべしと望まじい、こういうぐあいに感ずるのであります。

もう一つ、経営委員会でございますが、この経営委員会は会長及び委員をもつて組織するとなつております。ところが、二十七條に「会長は、経営委員会が任命する。」となつており

ます。ところが十五條に「経営委員會は、委員八人及び會長をもつて組織する。」となつております。會長の入つておる経営委員會が、會長を任命するといふことは、一体どういふぐあいにして任命されるのであるか、どうも少し規定がおかしいと思つたのであります。で、どういふ意味だか、私どもはちやうつと納得が行かぬ点であります。

それから経営委員會といふものを強化しなければいけないと考える。そうしなければ自主性が保てないといふのが第一点であります。もう一つの理由は、公共企業体という意味から、私はこういうことを申し上げたいと思ふのであります。公共企業体は御承知のように、二十世紀になつてからの大体榮達に屬するわけでございますが、これは一面において公的な機關による経営といふことに對しまして、私的な機關による経営の長所といふものを取り入れる。つまり公共性を持つた事業をすべて政府がみずからやる。政府機關によつてやるということになりますと、官僚の経営になりまして、能率と経済といふものが低下するのが大体の原則である。また従ひまして公共性を持つたものであるから、單なる私的団体によつて行ふことは適しない。しかしながら政府そのものが行つたのでは、官僚主義に流れるおそれがある。そこにおきまして欧米諸國におきまして、公共企業体という経営の方式が考えられたのであらうと思ひますが、けたしてそうであるといはしますならば、この日本放送協會を公共企業体として経営される以上は、できるだけ政府からの官僚の統制から獨立いたしまして、自主性を持つてその経営に當る。そうしてそ

れによつて私的企業、すなわち株式會社等の經營の長所である經濟と能率をあげる。そして第一條の目的に示されてありますような目的をすみやかに達成する。こういふふうに組織されなければならぬと思ふのであります。ところがこの法案を見ますと、どうも經營委員會の力が非常に弱くて、何でもかんでも全部国会に行かなければものはきまらないというように受取られるのであります。この点は公共企業体というものによつて日本放送協會を經營される意味からいまして、もつと經營委員會の自主性を確立して、もらうということが望ましいと思ひます。

また議會そのものから申しまして、日本放送協會の收支決算や、事業計画、資金計画に至るまで、一々国会に持つて來られましても、私はおそろしく皆さんの方で十分な審議をされる余裕はないと思う。そして責任だけを負わされるということになりますならば、皆さんとしてもうてい耐えられないことであらうと推察いたします。また國民といたしましても、国会を見てみますと、いろいろ重要な法案がたくさんありまして、前の議會のときも審議未了の法案が相当あるように考へておるのであります。こんなこまかい仕事まで国会に持つて参りまして、國民生活に至大の關係を有する根本問題を決する重大なる法案が、審議未了に終るとするのは、国会の職責を全うされるということから参りましても、決して望ましいことではない。かように考へるのであります。いずれの方面から見ましても、こういうような複雑な、そして責任の所在がどこへ

行くがわからぬというような監督の規定を設けられるということは、どうも賛成いたしかねるのであります。

それからちよつとこの法案よりも、電波監理委員会設置法案に多少關係があることですが、やはりこのの放送法案に關係がありますので、ついでに申し上げたいと思うのであります。それは日本放送協會もしくは放送事業の監理、監督官庁として、電波監理委員会というものゝ設けられるのであります。これは合議制の官庁で、内閣の外局として設けられるということであるように推察いたすのであります。最近こういう會議制による長官制の組織が、わが國に非常にふえて參つております。これはおそらくアメリカカのカミツシヨナー・システム、あるいはインディペンデント・オトリテイといふものに大體範をとられておるのであるかと思ひますが、アメリカカにおきましても相當多くの學者のうちに、アメリカカではどうも大統領直屬機關であるインディペンデント・オトリテイ、獨立機關といふものが多過ぎ、非常に困る。あれはアメリカカの一つの悪い点であるということをおしやるという点を、ひとつ御記憶願ひたいと思うのであります。アメリカカは御承知のように伝統的に省といふものをふやさない國であります。あの歴大な國家であります。御承知のように十一しか省がない。この間までは十しか省がなかつたのであります。そういう点から見まして、それからもう一つは、これは長くなりますから申し上げませんが、憲法の建前からいたしまして、ああいうようなカミツシヨナー・システム、インディペンデント・オトリ

リテイというものを盛んにつくるのであります。わが国の憲法の建前はアメリカと異なりまして、御承知のごとく内閣が行政権について責任を負うようになつております。アメリカは大統領が一人でこれを負うようになつておる。そこに根本的な相違があるのであります。何でもかんでも内閣の外局にそういう監督機関を設けることは、私は責任内閣制の確立の点から言つて考へべき点ではないか、こう考へておるのであります。

それからこの合議制による監督官庁の設置といふことでございますが、これは意見が非常に異なつておる場合に、その意見を出すと、あるいはものは非常に熱慮してやるとか、あるいは納税者の代表をそこに加えるとかいふ場合において、この合議制による長官制がとられるのであります。しかし半面におきましては、この合議制による長官制といふものは非常な欠点を持つておりまして、アメリカにおきましても多くの権威者は、最近これに反対をしております。この反対の理由といひましては、第一に技術的、事務的なことにしろとが入り込むことになつてから、失敗する。アメリカでは現にこれがために失敗して来ておるといふれておるのであります。それから委員会は合議制でありますから、責任ある指導がなかつていないのであります。どこに責任の所在があるかといふことが、非常にあいまいである。それから一々集まりまして、議論をやつてものをきめますから、活動が非常に鈍くなる。また一定の理想を持ちまして、この理想のもとに決定を行うといふことがほとんどないのであります。

せいゝ妥協に終つてしまふ。従つてまた紛争を起しやうといふ、いろいろな欠点を持つておるのであります。そういう意味におきまして、私は日本放送協会の監督がすでに合議制の機関である監督委員会の手にまかされたの、これを監督する機関が合議機関であるといふことは、行政監督の点から言ひまして、これはどうも賛成いたしかねるところであります。こういうふうになりましては、公共企業体としての特徴を十分發揮して、その目的を達成することができないのではないかと、こゝういふぐあいには感ずるのであります。

なおこまかい点について、元に戻りますがその監督委員会の委員の選び方でありまして、先ほども神野さんから話があつたようでありまして、一面において委員は文化、産業、科学を代表する。また反面におきましては、八つにわけまして各地区から一人ずつ出すといふことであります。これは事実上問題として、非常にむづかしい問題になるのではないかと私は思ふのであります。むしろこれはやはり経営に当るものでありますから、経営についての識見、手腕、知識というやうなものを保持しておられる方を第一義として選ぶべきではないか。国民全体といふものを対象に考へてやるのでありますから、地区別といふことが経営という面におきまして、どれほどの意味を持つかと、いふことに、私は多大の疑問を有するものでございまして、むしろこゝういふやうな地区別の利益を放送の中に織り込む必要があるならば、私の考へるところによりまして、経営委員会といふものはもつぱら経営の根本方針を決定する。

これを執行するものは会長、副会長、理事、そのほか各種の諮問機関を設けられまして、これは法律に一つこまかく規定する必要はありませんが、規定をされるのが望ましいと考へるものであります。そして各種の諮問機関を設けることによつて、各種の意見をこの放送の上に現わして行くことが可能である、また必要であるといふのは考へるのであります。大体日本放送協会に關することはそのくらいのこととさせていただきます。

次に民間放送の点についてでございますが、先ほどからいろいろ委員の方と公述人の間にもお話があつたやうであります。政治的中立に關する規定を入れるか入れぬかというお話でございます。これはひとりで政治問題のみならず、宗教上の問題につきましても、ずいぶん私は考へべき点があると思ふのであります。私がアメリカにおりましたのはずいぶん古いことであります。約二十年も前になりますので、今は違つておるかも知れません。が、その時分ワイ・イー・マスト・キー・アメリカ・イン・プロテスタントといふ放送局がありました。アメリカをプロテスタントにしておかなければならぬといふ主張をしておる放送局でありまして、これは朝から晩まで徹底的にローマ教の攻撃ばかりやつておりました。いつスイッチを入れれば、ローマ教を信じたらアメリカの國を危うくするといふ放送をやつておりました。宗教の積極的な放送をやることはもちろん必要でもありますが、こゝういふことになりましたならば、一体どういふことになるか。今日ずいぶんいろ／＼宗教も御存じのごとくあります。

すが、これではたして社会のためになるかならぬかといふ点に疑問を持つものでございまして、先ほどお話がありましたように、民間放送といへども、これは公共性を持つたものであります。広い意味におきまして、私はやがて社会の一つの教育機関であると思へたいのでございまして、こゝういふ見地からいたしまして、どういふ方法があるか。いろ／＼方法は考へられるのであります。が、これについてもやはり何らかの統制が必要である。まづたゞ自由放任するといふのは、放送はあまりに特殊な、また社会的な重要な意味を持つておると私は信ずるのであります。ただその統制は、政府の官僚的統制に陥つてはならないと思ふのであります。この点につきましては、私はやはり自主的統制あるいは民主的統制、たとえば民間のラジオ放送をおやりになる経営者たちがお集まりになりまして、一つの協会を持たれ、それによつて自主的な統制をして行かれといふ方法もありましよう。またそれに若干の一般人を加へまして、これによつてデモクラティックなコントロールをやつて行くといふ方法もあるかと考へられますが、こゝういふことによりまして、民間事業が社会に重大な意義をもちまして、まず／＼これが發展する。民間放送をまず／＼社会的に重要な性を持たして、發展せしめるといふ点からいたしまして、こゝういふこともぜひ望ましいことではないかと思ふのであります。

最後に一点、先ほどから申しましたように、ラジオといふものは、やはり社会にとりまして非常に大きな教育機関であると思へるのであります。その

いう点から申しまして、日本放送協会の場合におきまして、世論調査をやつて、それを公表し、参考にすべきめるといふ御案がございまして、しかしそれだけでは、ややもすると私は世論に迎合するといひます。必ずしもラジオ放送の水準が高まつて行くとは考へられないのであります。ぜひラジオにつぎましては、りつぱな批評家が出て来なければならぬと思ふのであります。ところがこの点につきましては、御承知のごとく今日日本に専門的にラジオについて批評をなし得るものは、ほとんどないと言つて私は過言ではないと思ふのであります。非常に口はばつたやうであります。が、何となれば、こゝういふことについてその批評家を養成する機関といふものは、どこにも存在しておらないのであります。この点につきまして、私は一面におきまして日本放送協会といわず、また民間放送の経営事業者といわず、できるだけ自主性を重んじて放送されることを望むとともに、他面におきまして、国民の放送に対する水準を高めるために、放送批評をなす者を養成するための、何らかの施設を施していただきたい。これは学校の講義の中にこゝういふ講座などを設けるのも、一つの方法であらうと思ふのであります。こゝういふことによつてラジオ放送の水準を高めて行くこととできれば、この第一條の放送が健全な民主主義の發達に資するやうになるというやうな目的を、遺憾なく達成することが困難ではないかと考へるものであります。

以上簡單でございますが、私の所見を申し上げまして、公述を終ります。(拍手)

第二類第十四号附屬の一 電氣通信委員会公聴會議録第一号 昭和二十五年二月七日

以上簡單でございますが、私の所見を申し上げまして、公述を終ります。(拍手)

以上簡單でございますが、私の所見を申し上げまして、公述を終ります。(拍手)

以上簡單でございますが、私の所見を申し上げまして、公述を終ります。(拍手)

○辻委員長 次は梅田博君、お願いいたします。

○梅田公述人 読売新聞の論説委員梅田であります。

この放送法案はありていに申しまして、今までの組織をそのまま、単に看板を塗りかえたり、また機構をいじくつて、同じ組織を次の放送機関として持統して行くというだけの意義しか見えないと存じます。単に民主主義という名前をつけて、この仮装のもとに同じ形態のものを持ち続ける。今まで皆さんも御存じの通りに、放送協会というものは通信官僚の温床として育つて来たものでございまして、その通信官僚がいつの間にか放送官僚を形成し、そのまゝの組織を持込んでいます。これは明らかに日本の民主化に対する逆行であります。すべからず多くの商業放送を認めまして、この放送局の独占企業体というものをぶちこわさなければ、日本の民主化は遂行して行くことはできないと存じます。

先ほどからいろいろお話を承つていますと、技術的に困難だという議論がございまして、官僚というものは、二口目には技術々々ということを持ち出す。議員の方の中にも、たとえば江崎委員のような非常に技術に堪能な方もおりますけれども、大体議員諸君は政経とか法科の御出身の方が大部分を占めておられまして、官僚に技術的に不可能だと言われると、そういうものかと思つてしまふ。これが官僚の従来からの手なであります。たとえば電波をわけてやつてもいいが、また技術的に行詰まる。今の機械ではスパーでもオール・ウェーブでも、分離は困難だ、混信を受ける、先ほどそういう御

意見を伺いました。諸君、スパーやオール・ウェーブがなぜ高いかというところは需要供給の問題なんです。たくさんにスパーなりオール・ウェーブの需要がふえましてならば、必然的に技術もよくなり、安くなる。これがほんとうの自由競争のあり方です。かかるに今やれば国民に高い金を負わせろというのはいつまでも官僚がインシアチーブをとつていようという魂胆です。これはすべからず分割しなければならぬと思ひますけれども、このような原則論に對しましては、先ほどからいろいろの公述人の方から御発言がありましたので、これを避けて、この法案につきまして、二つの点について私の所感を申し上げたいと思ひます。

第一は、ただいま吉村博士から御発言がありましたところの、経営委員会に構成であります。地区を別にするとこの委員、これを全国を八つのブロックにわけて、その中から代表を出す。同時にその人が産業もしくは文芸、芸能、そういう各界から網羅する。明らかに二つの違った概念であります。ほんとうにその精神を打ち抜こうとするならば、地区別から八人、職域から八人出して、十六人あれば大体そのかつこうは整えられる。それを全然別個な観点から、たとえば東京から芸能界を出し、北海道からは産業界を出したところで、てんで意味をなさないことなであります。この意味をなさないことを一つの條件とすれば、實際的に困難である、前公述者は申されましてけれども、實際的に困難であるよりも何よりも、頭の中が少し混線した議論だと私は存じます。その上に学術経験者であることを要求しております。電波監理法にいたしましては、

学術経験者をもつてやる。学術経験者とは何者であるか。学術経験者というものは、たとえば国家警察における委員会、あるいはたまたまが学術経験者、官僚の上に乘つておもちやになるものが、学術経験者の定義です。官吏の古手とか、学者のくぐり古い方とか、世間から見て何の役にも立たない人間を、上に乗せておいて、その下で官僚どもがそれを混乱させて、かき乱してやるというのが、大体学術経験者というものの今のまゝのありかたである。それを選ぶのが、官僚諸君が選ぶ。それを国会に推薦し、国会は知らないのですから、賛成をするといつた模様になつております。学術経験者たることを要しない。経営でありまして、ほんとうに経営の才があり、かた／＼文化的方面にも識見のある、最も有能な人間を国会が責任をもつて御推薦されることを私は望んでやまないのではありません。そこで結論としましては、右の中からこの地域代表といふものをとつてしまつて、またしかるべく今の趣旨が通りまするような方法によつて、この委員を御選考になることを切望いたします。

第二点は、言論の自由に関する問題であります。私の解するところにして誤りがなかつたならば、放送法案は実体法と言つてもいいと思ひます。こういうことは放送してもいい、こういうぐあいに放送していい、こういうことはしてもいいとか悪いとか、実体に関する問題であります。監理法案は技術的な面を規定したものであると思ひます。多少の例外があるかも知れませんが、大体におきまして技術的なことを規定したものであります。ところが先ほど橋本委員からお話がありましたように、

ように、電波法案の百七條、無線電信等によつて「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を禁じた者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する」とございまして、その次に「わいせつな通信を禁じた者は、二年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する」と書いてあります。私は決して日本国の政府並びに憲法を暴力で倒す者ではないと對して、賛成をしておる者ではないと對して、またわいせつなことを言つてけつこうだと申し上げておるわけではございませんが、この條文は第一に非常にあいまいである。どうしてあいまいだといひますと、通信設備によつて通信を發した者と、放送した人間もひつかかるんじやないか。設備を持つておつて言ふのはひつかかるわけでありまして、この條文を單純に解釈いたしますと、た設備は持つていくて單に放送しただけでひつかかる。主張を放送しただけの罪が規定されてありますけれども、朝憲案はそれの行動に移り、もしくは未遂であつて、初めて罰せられる。ただ暴力をもつて政府を倒せ、非常にあいまいであります。デモによつて吉田内閣を倒せというような放送をかりにした。デモは暴力なりという解釈が成立したならば、そのときこそ憲法で保障されておられますところの言論の自由に対する、一大断崖であると思ひます。私は考えざるを得ないものであります。ことに單なる技術法にすぎない電波法に載せて、公聴会を遂げた。それを入れるならばなぜ公聴会を放送法に入れたらならぬか。また日進月歩の世の中でありまして、電波というものは

の刑法ができたときには規定されてなかつたけれども、單に電氣とは物とみなすとかいつたような前時代的な刑法でありまして、この憲法の中にラジオオにとるところの主張というものは何も規定していない。私は理想といたしまして、もしもそういうことが必要なら刑法に規定すべきであり、それがだめだつたら少くとも実体法であるところの放送法案の中に入れていたであらう。放送法案の中と言ひますと、第一章の終りにいれられれば大体映るのではないかと。それを技術的な法案であるところの電波法案の中に入れて、すべり込みをやつてしまふことは、明らかに官僚の言論に對するところの干渉であると私は思ふのであります。話は余談になりますけれども、われ／＼新聞人はまた新たな計画のもとに、新聞紙法のごときものが設定されまして、いよいよ言論の自由を圧するといふようなこの重大法案、こういうた一部の小さな特別法案の中に織り込んだといふことに關しまして、非常なる憤慨を抱かざるを得ないのであります。いろいろ逐條的に申し上げたいことがありますけれども、このたびは御遠慮申し上げまして、私の所感を申し上げた次第であります。(拍手)

○辻委員長 次は杉山達郎君に願ひます。

○杉山(達)公述人 私は北海道放送会社の設立委員でありまして、技術の面を担当しておるものでございまして、純粹な技術者でありまして、ほかのことは何も知りませんが、かつて日本放送協会の外郭団体でありました放送協会の技術に、約十一年ほど勤務いたしました。その間ちやうど今の民間放送と同じような條件に恵まれておらない放

送局の建設に、約十数箇所関係いたしましたので、その程度において放送局をつくれるかという問題につきまして、少しこまかいことかと存じますが申し上げたいと思います。

とにかく民間放送の開設を得ましたことは、私としては衷心より賛意を表しております。私も多年日本放送協会には種々の面でお世話になったのでありますが、その関係は別としていただきまして、放送法案中の民間放送局の技術の面に対して、重要なと思うことを二、三述べたいと思います。

参議院の公聴会その他原則的に皆さんは御賛成と承知しておりますが、混信の問題とか、その他技術的な問題になりまして、民間放送は許可の数が少いとか、資本家の道具になるとか、一方的な存在になるとか、あるいは受信機を改造する必要がある、そのために国民の負担が多くなると言われる方々もございまして、この御許可に對しましての周波数の問題でございまして、この案がこゝまで進展して来ます間に、電波庁その他関係技術者各位の十分なる御研究によつて、相当数のものが御許可になる見通しがついたから、こゝまで来たと私は存じております。また私の体験上からいたしまして、十分の御許可があると思つております。

次に受信機の改造の問題でございまして、これは国民の負担というような大げさなものではないと私は思っています。この対象となります受信機は、わが国で一番普及率の高い、高周波増巾のない、いわゆる並音と申しますか、それ以下の受信機についていわれるのでありますが、これもすべてがその改

造の必要のあるものではありません。ある範囲のある地帯のものだけでありまして、これは新しい局をつくり出す場合、常に問題になるのであります。が、今までの場合は何といたしまして、その受信機を基礎として、計画を立てて行かなければなりません。しかし民間局の場合は利潤というものを考へますと、サービスというものが重点的に今までより一歩前進して考へることができまして、これは民間局、業者、聴取者の三者が一体となつて考へることによつて、解決すると私は思っています。これによりまして業者も活氣を得、聴取者も多く、局を希望によつて選んで受信することができるのであります。次にまた新しく使用できる波長を見出すことになりまして、従つて協会の民間等を問わず、放送事業の発展して行く基礎となり、大いに役立つものであります。私が民間局といたしまして最も希望してやまない点は、次のこときものであります。この問題は放送が一方的になるか、国民が迷惑するかし、ないかということになるので、よくお聞き願ひたいと思ひます。その一つといたしまして、空中線、これは適當な言葉かどうか知りませんが、電波放射地点の近接土地の電界強度を制限することでありまして、電界強度というものは、その必要以上に必要ないのであります。たとえば三球の受信機を対象といたしますときに、十ミリボルトあればいいとか、あるいは二十ミリボルトあればいいとか、この地帯は雑音が多いとか、いろいろの理由が成立しますけれども、實際問題といたしまして必要

以上の大きいということは、他を押えようという意図もできるからであります。それからいふゆるプランケット・エトリアの問題でございまして、これは御承知の放送局相互の間のサービス・エリアに関する地域に起る問題でありまして、たとえば片方の局が片方のサービス地域を侵す範囲であります。この範囲をはつきりと限定していただきたいのであります。それからこの限定いたしますのに、民間局と放送協会とを問わず絶対同一条件でなければならぬと思ひます。たとえばこのように同一条件でないという場合には、一条件でなく、独占事業の再現も考へられたり、または小さい局が都市の中に進出して参ります。そういうようなことになりまして、国民が非常に迷惑いたしますから、この問題はそれによつてこの問題が明らかになります。そして、現在民間局を申し出ておりますものが、また再考せねばならぬ問題が出て来ます。たとえばどこかビルディングを借りて、屋上からちよろ／＼と電波を出そうとかいう計画は、適當でなくなつて参ります。あるいは自分の局は出力が小さいから、町の方へ行つて出してやれというやうなことも、一應考へなければならなくなつて参ります。これは細則になる部分かもしれませんが、これは電波監理委員の人選の不明な現在、特に私は憂慮するのであります。それから周波数の割当であります。周波数は民間と放送協会と、ある程度平等の立場において選定をすることでありまして、これはいろいろと事情があることと思ひますが、とにかく合議の上で決定していただきたいと思ひます。

次に、大きな放送協会に對して、小さな民間放送が何の力があるか。あるいは役に立たないのじやないかというやうなこともちよ／＼お聞きいたしますけれども、その経営とか、そういう面に對しましてはいろいろのものがございまして、よくしろうとの方が、と云うますが、失礼でございますが、対象にされるのは空中線の電力であります。放送協会は百キロである、民間放送は十キロである。十対一ではどうにもならないじやないかというやうな御意見があるかも知れませんが、それは放送局の出力という問題でありまして、電波の強さはそういうところから標準にならないのであります。それは十に對して一のレートの比でありますから、この比較しますと三対一であります。ですから片方が十、片方が一とすると、二方の強さは三分の一の比があるというのとであります。ですから空中線の電率とかその他を考へますときに、広告放送によりまして民間局も、その構造のいかによつては十分経営できるものだと私は思つております。

次に法案について申し述べたいと思ひます。第九條の五項に「第二項第七号の放送受信機器の修理業務は」とありますが、その以下のところが非常にはつきりしておりませんので、業者の方々がいろいろ心配しております。これは今日ラジオが発達して参りますのに、業者の方がいろいろと努力されたことも大きいと思ひますし、また業者の生活問題にもなると思ひますので、私はこの問題を、不可抗力による天災

地災、山間僻地、離れ小島と御記憶願ひたいように感じております。混信分離の問題とか、放送電波の制限というやうな問題は、非常にこまかい技術的なことになりまして、私がこゝで全部をまとめにくいのでございまして、いろいろと私見を述べましたが、とにかく競争なきところに進歩発展はございせん。ラジオのごとき文化の伸張に重大なる關係を有する機関でありますゆゑに、NHKにおかれましては文化の進展のために民間局を育成されまして、生成発展の道を御指導くださるやうにお願いいたします。

○辻委員長 最後に森田實君にお願いいたします。

○森田公述人 全日本放送の森田でございます。前の公述人の方からいろいろな御意見がありまして、こゝで重ねて申し上げる必要はないと思つております。従つてその要點だけを時間も大分切迫しておりますから、お話し申し上げたいと思ひます。

今までの公述人の方の御意見を承りますと、いわゆる標準電波、約五百キロから千五百キロサイクルの標準電波についてのみ、その範囲内においていろいろのデイスカッションがあつたのであります。これはもつと広く考へなくてはならぬ。放送はやはり米國でやつておる通り超短波のFMの放送から、テレビジョンの放送まで拡大して議論され、そういうところを政府の方でも考へになつて波長の分配をされれば、いろいろないわゆる波長電力の争奪戦というやうなことがなくなるのじやないか、そう考へるのであります。それ現在NHKのやつておる中波放送、これは放送開始以来最も歴史

的な、技術的に申し上げますと非常に旧方式に属する放送方法でありまして、これは波長の側面の問題からいっても限度がある。それでこれをNHKと一般民間放送会社が適当に分配して行くということに、はなはだ疑問を持つておるのであります。それでどうしても超短波の領域までひとつこの際日本は持つて行かなくてはいかぬ。しかしある方は日本の現在の経済情勢におきましては、とうていそういつたようなことは実現不可能じやないかという考え方を持つ方もありますが、しかしこれはやればできないことはない。その普及の方法は、受信機の物品税の免除とか、あるいは販売方法に特殊な方法を講ずるといふようなことをやれば、必ず実現されると思ふのであります。とにかく戦争までは日本は中波放送という一番旧方式の放送をやつており、また対外通信におきましても、電波は一つ、電波に一つ、きわめて簡単な方法でやる。電話もNHKと同様に短波は使つておられますが、簡単な振幅変調の方式をとつておられる。これはわれわれは武器を捨てて文化国家として立つ日本として、また兵器を整備する負担を免れた日本として、実現可能じやないかと考えておるのであります。通信方式なども終戦後だけにシングルサイド・バンドの方式が通信省において採用され、国際電気通信において採用されておられる。これはできるものを使つたかといふと、そうでもない。われわれがつつたものをやつた。あるいはFMの方式が採用され、これも外国から輸入されたが、しかしそれはわれわれが十何年前にパテントを出願して

おり、FMによるボリス・ラジオが実現された。こういふふうなことでありますから、これはぜひ議員の方も実現促進の方向に御指導をしていただきたいと私は感ずるのであります。それから中波の放送の波長の関係で、NHKの放送が受信できる範囲の受信機を設備したものは、放送を聴取してもしなくても料金は徴収するぞといふようなものが放送法案の中に載つておられますが、これは實際物を買わなくても金を出せば、かなり経済的な原則から見ても不当な料金の徴収方法ではないかという感じは、常識的にだれもが受けるわけで、私はこの中波帯を適当にあんばいいとして、ある周波数からある周波数までNHKに使用させる。その他のものは一般放送に使用させる。それでその間の周波数、いわゆるNHKの電波を受信し得る受信機を所有するものだけは、NHKが料金を徴収する権利があるといふやうなぐあいに考えたかどうか、こう考えるのではありません。これはそうむずかしくないと思います。ドイツなどはやつておりましたし、おそらくソ連などもやつておられるのではないかと思ふのですが、検定制度を設けて、そうして周波数をはかる計器、簡単にラジオ屋でも使える周波数帯をはかる機械を加入者のところへ持つて行つて周波数帯を測定して、あなたから徴収いたしますといふことを言えはよい。そういうぐあいにやつてみたらどうかという考え方であります。

それからあと一つは、NHKは今かなり高調波を出している。それで中波の放送をしているにもかかわらず、短波の放送、いわゆる高調波の輻射とい

いますか、そういうものがかなり遠くで聞える。たとえば私のいかに親がいて、まあひとつオール・ウェーブを聞かしてやろうと思つて持つて行く。そうしますとかえつてNHKのいわゆる中波の放送を聞くよりも、副的な高調波を受信した方がよろしい。短波で受信した方がよろしいという場合がある。そういう場合に料金を一体NHKはとるかとならないか。そういうことの問題が起きて来ますが、これをたとえばある技術のわかつた業者が、高調波を受けているのだから、これは料金をNHKに拂わなくてもよいだろう。しかし出て来る波はNHKの基本波と同じ波が抵衝機から出るのですから、一応監督とかあるのは巡回にまわる人は、それに疑問を持つわけですから、それをもつてある業者は、これはNHKの料金を拂わなくてもよい。しかしNHKが聞えるのだというところになつたらどうなる。こういうことは法案には記載してないから、この法を改めるか、あるいは運用の面で何か考えてみたらどうか。私はきわめて簡単にこれだけ申し上げまして終ります。

○辻委員 以上公聴人各位の御発言に對しまして、質疑があればこれを許します。

○橋本(登)委員 公聴人の中の吉村博士に御質問申し上げます。先ほどの吉村博士の御意見は、まことにわれわれといたしまして参考になりました。特に重なる公聴と御意見をいたしました。その中で、われわれも法案を審議しておりますうちに感じますことは、経営委員会と電波監理委員会、これは同じく総理大臣の推薦によつて、国会の承認を求めて、両委員会とも成立する

るわけでありましたが、同じような選任方法をもつて設けられたこの経営委員会と電波監理委員会では、もちろん機構上、組織上の違いがありますから、当然の任務の相違はやむを得ないのでありますけれども、経営委員会がほとんど独自の立場において決定する事項が非常に多い。大部分が結局電波監理委員会の承認を求めなければ、事業遂行ができないようになつていくことについては、われわれは非常に遺憾の意を表しているのではありません。しかしこの電波監理委員会の設置につきまして先ほどのお話しでは、こういうような委員会制度を幾多設けるといふことは、アメリカとは日本の情勢が違つておられるので、必ずしも日本の国情には合つておられない。こういう御意見であります。波監理委員会の制度はやめて、そうして従来あるところの電気通信省なり電波庁において、それらの職務を行つてよいのではないか。もちろんそのうち大部分の仕事は、ことに放送に關する限りは経営委員会に移して、その他はまつたく監督機構として行つて最小限度にとどめて、これはあらためてそういう委員会をつくらなくてもよいだろう。こういうふうにお聞きしたのであります。この点についての御意見を御承知したいと思ひます。

○吉村公聴人 大体その通りであります。先ほど申しましたように合議制の長官制には非常に欠点がありますので、裁判所のごとく何か審議する場合に、別であります。監督行政を行う機関は、單獨制の長官制が適當である。こういうぐあいに考えるのであります。また電気通信省がすでにありますので、各大臣が集まりまして一連托生で行政について責任を持つていられるのでありますから、わざわざ内閣に外局を設けて、政府機構を龐大ならしめる必要は毛頭ない。これは電気通信省の中

第 二 の 点 は、 將 來 か び に 連 合 軍 が 撤 退 を し て、 わ が 国 か ら 國 際 放 送 の 各 種 の 電 波 が 流 れ る と い う こ と が 許 さ れ る に い た し ま し て も、 従 来 國 際 放 送 は ど こ の 国 に お い て も、 た と え ば イ ギ リ ス は も ち ろ ん B B C 一 本 で あ り ま す し、 ま た 濠 州 で メ ル ボ ル ン の 放 送 が あ っ て も、 放 送 局 の 局 数 は 二 つ で あ っ て も、 実 際 に お い て は 国 内 の 言 論 と い う も の は そ う 分 裂 し て 出 て お る と い う 傾 向 に 私 は そ う い と 思 う。 ア メ リ カ に お い て も、 國 際 放 送 に 関 す る 限 り は、 相 当 指 摘 し 得 る じ ゃ な い か。 言 い 方 は 違 っ て お っ て も、 國 際 放 送 と い う も の は あ る 意 味 か ら 考 え て 不 可 能 で は な い か。 こ の 二 点 に つ い き て あ な た の お 考 え を 伺 っ て お け ば 幸 い す だ と 思 っ て お り ま す。

○ 杉 山 勝 (公 述 人) 私 が こ こ に 公 述 し た 目 的 と い う も の は、 國 際 放 送 そ の も の に つ き ま し て、 こ れ が 民 間 局 に 使 う の が い い と か、 あ る い は 協 会 を 通 じ た の が い い と か、 こ う い う 意 味 で こ こ に 引 用 し た の で な く て、 そ う い う 民 間 局 が あ る 以 上、 一 つ の 助 長 の 手 段 と し て、 こ う い う も の を 機 能 い か ん に よ し て は 使 っ た ら い い の じ ゃ な い か。 ま し て 先 ほ ど も 申 し 上 げ ま し た よ う に、 初 め か ら 電 波 監 理 委 員 会 が 命 じ ま す と こ ろ の 國 際 放 送 を、 協 会 だ け の 方 に 持 っ て 行 く。 こ う い う 條 文 を そ の 中 に 入 れ て、 機 能 の い か ん に よ っ て 使 い 得 る と し て、 こ ろ の 民 間 局 が も し も あ っ た 場 合 も そ れ を 除 外 す る。 そ う い う 根 本 的 な 立 法 の 趣 旨 と い う も の が お も し ろ く な い。 こ う い う 点 に お い て お 話 し た わ け で あ り ま す。

○川崎委員 それではいま一点、梅田博公述人とそれから吉村公述人にお伺いをいたしたいのでありますが、本日の公聴会で古垣日本放送協会会長は、民間放送局の発達については、NHKとしても十分協力するのだ、協力態勢をしくのだという言葉を言われたのであります。私はいかなる協力態勢をしくかというの具体的な内容についてお伺いをいたしたかったのであります。すでに午後にはお見えにならぬという状態でありまして、むしろ中立的な立場に立つておられる御両者に対して、日本放送協会に対して民間放送協会が協力してもらうという面は、具体的にどういうことであるか。たとえ施設の開放であるとか、あるいは優秀なる技術員の一時的な身分がえであるとか、派遣であるとかいふ問題を主として指すものであるかどうか。こういうことに関連をしてお伺いしたい。この具体的なお話でも伺えれば仕合せだと思ひます。

○梅田公述人 私の公述外のことではありますので、はつきりした御返事を申し上げることはできませんが、私の考へていたしましては、一番大切なことは資金の問題よりも何よりも、電波を開放してやるのが一番大切だと思ひます。先ほど申し上げましたように、今度の電波は五百三十キロ・サイクルから千八百キロ・サイクルまで許可になっておりますが、これを波長の巾で割りますと約十キロの巾があれば放送ができるわけでありまして、十キロの巾があまりと、その差千百を十で割りますから、厳密に言えば百十の放送局が開設できるわけでありまして、それでありまして、大まかにまけても三

十や四十は開設できる。それを独占的に日本放送協会がほとんど占有してしまつて、これでお前たちやつて行けと言われたところで、やつて行けるはずがないと思つておられますから、現在の放送局というものを解体して、そのうちを分割して、独占形態というものをだたき直さなければ、日本の放送の民主化といふことは絶対にできるものでないと思つておられます。もちろんたいへんな犠牲を伴いますけれども、多大の犠牲を拂つてこそ、日本の民主化が初めて成就できるものだ、つけ焼刃みたいな言葉ばかりをやつて、それで日本の民主化を遂行できるという考え方は非常に甘い考え方である。日本放送協会は物的な援助、技術的な援助をなさらないでも、その放送の波長を分割されるというこの恩恵に浴して、民間放送はおそらく立つて行けるものでないと思ひますが、ゆえに、この独占的な波長を開放されるのが第一だ、こう信じておられます。お返事にならないかもしれせんけれども一応申し上げます。

○吉村公述人 どうもお尋ねの点について、具体的な御返事を申し上げます。とはできませんが、やはりこれは二本建てで行きますが、協力はして行つてもならなければならぬものだと思ひます。またお互いにこの放送がどちらも一般社会のためになつて、そうして日本の文化の水準がだん／＼高まり、日本の民主主義が完成するような方向に協力されることを望みます。抽象的でございますが、こういう考えでございます。具体的な面については、たとえば鉄道におきまして国有鉄道と私鉄とが協力いたしますように、具体

的にどういうことになるか、私は存じませんが、たとえば技術の面とか、それから技術者の養成というようなことにつきまして、これは十分な協力が可能ではないかと考えております。

○中村(純)委員 ただいまの波長の問題に關連いたしまして、ちよつとお尋ねをいたしたのでありますが、過日の本委員会におきまして私より政府に質問をいたしましたところ、今日までは日本の放送波長というものは、NHK以外に放送事業者がないので、便宜的に全部の波長をここに一時ストックをさせておつた形になつておるのであるが、現状においても三十幾つかの波長は抽出し得るという政府の答弁があつたのでございます。なおこの点につきましては今後本委員会におきまして、もう少しつ込んだ質問をいたしたいと思つておるのでありますが、この波長の開放ということが、よく民間放送局側の方から言われるのでございまして、先ほど山崎勝美公述人から、第二放送の波長開放の御意見が出たように存じておるのでございますが、そのおつしやられる意味は、現にNHKが使つておる第二放送の波長までも、全部吐き出さるという意味でありますか。あるいは残つておるものを全部出せという御趣旨でありますか。その点ちよつと伺ひたい。

○山崎勝美公述人 私が申し上げました第二放送の開放論というのは、現在持つておられますところの波長全部はもちろん、古垣公述人が申し上げました第二次五箇年計画の拡張案によりましてものを全部一応御破算する。のみならず短波の割当をします場合には、第一、第二を通じて最も合理的な割

当をやつていただく。こういう意味を申し上げたのでございまして、割当の場合は第一、第二を通じての合理的な割当のやり直しということでありまして、波長の点につきましては、第二の現在持つておるものももちろん、今申請しております五箇年計画による波長というものも、将来全部出していただく、こういうふうに思つております。

○中村(純)委員 それから放送のプログラムを新聞の紙面にたとえてみますならば、NHKの内容は広告面のない記事ばかりの新聞であります。民間放送の方は広告もあり、記事もある新聞であります。しかしてこれをまた経営面から見ますならば、NHKは広告収入のない、購読料だけでやる新聞である。民間放送の方は逆に購読料がなく、広告収入だけでやる新聞のように思われるのでございまして、新聞の経営をもつてただちに放送事業の経営を類推することはいかかと思ひますけれども、またかようなお尋ねをいたしますことは、あるいは御迷惑かとも存じますが、朝日新聞とか何新聞とかいうのでなく、今日新聞の経営において、広告収入というものと購読料というものは、どういふ比率を持つておるものであるか。もしおさしつかえがなければお教えを願ひたい。どなたからでも結構でございます。

○梅田公述人 この会社でも、さきほどの水谷さんのお話ではありませんが、そういうことは極端になつておるらしくて、経営主でないわれ／＼は、突のところ存じていないのでございまして、であります。少しそれに附加しまして私の議論を言わせていただきますと、三十五円から三十五円という基

本ベースをつくりまして、民間もNHKも同一の立場で競争する。そして自分が拂ひたいと思つた放送局に、その三十五円から三十五円を拂つたらよい。そうしました場合には、必然的にいいものに金が集まり、悪いものはすたれるというふうな結果になりまして、お互いに競争がはげしくなりまして、今のところ広告料だけでやつて行くといふことが一番望ましいことである。それができないといふれば、基本ベ

ースをつくつて、そしてこつちには十円拂ひ、こつちには五円拂ひという意思表示をするような、一つのスライディング・システムというものを設置しましたならば、ほんとうにこの放送が伸びて行くのじやないかと思つております。私案を申し上げましてたいへん恐縮でありますけれども、そういうふうに思ひます。

○中村(純)委員 先ほど梅田さんのお話の中に、暴力をもつて政府を破壊するよな通信、あるいははいせつな通信を發したる者が罰せられるという規定が放送法案の中になつて、電波法案の中にあることは、これは官僚が公聴会のようなものをエスケープしようとする意図から出たものではないかといふような御意見があつたのであります。この原案を作成したのは官僚でありますから、その点は私存じませんけれども、この公聴会にかけるかかけないかという問題は、実は国会の問題であるのであります。ただいま御指摘の電波法案につきましても、実は明後日公聴会を開く予定にいたしておるのであります。その点はあしからず御了承を願ひたいと思ひます。それから今の点に關連いたしまして

お尋ねをいたしたいのでありますが、梅田さんの御意見によりますと、その設備を持たずしてこの種の通信を免したる者、すなわち放送に参りまして、放送出演者がかかる言辭を弄したる場合に、その者が処罰せられることは、言論の弾圧であるからいけないという御趣旨のように承りましたが、さうでございますか。

○梅田公述人 第一からお答えいたします。これは官僚がつくつたかつくつないかということは、私は知らなかつたのでありますが、いかにも官僚らしい法律なので、多分さうだろうと思つたのであります。

第二には、全体の趣旨から見ますと、設備をつくつて、その持つてゐる者が放送した場合というのは、これは全体の趣旨であります。この條文だけを見ますと、どつちにでも通用するやうな規定になつておりますので、それではいかうにもでも解釈されます。たとえば民衆の圧力によつて内閣を倒せば、さう言つた場合に、これは暴力によつて内閣を倒すといふことであるといふつづけるといふやうなことが、かりにあつたとした場合に、これは非常な言論の自由といふものに対する侵犯でありますので、ことにさういつた実体的な放送法案の中に入れていただきたい。理想的に申し上げれば、事いやりしくも憲法の基本條項に關することでありまして、刑法に入れていただくべき、前時代的な刑法でありますから、それを若返らせる意味におきまして、時代に即応した刑法に入れていただきたい。それがだめなら放送法案に入れていただきたい。電波管理法とい

うものは、非常に技術的な感じを與えますし、またその公聴会におきまして、技術界方面の人が多く来られると思ひます。それで申し上げたわけでありませう。

○中村(純)委員 ただいまのお話によりますと、当該條文に規定せんとする事柄それ自身がいかにも悪いといふよりも、その規定の方法がよくないといふ御趣旨のように承つたのですが、さうですか。

○梅田公述人 この法案というものは、率直に申し上げると反共法としてできたものでございまして、でありますので、ここに政府を暴力で破壊することを主張する通信を免した者は云々といふことは、これは明らかに共產黨をさしてゐると思ひます。それで私の立場として、言論の自由はつきり守りたいのだけれども、あまり共產黨に對して御同情申し上げておられませんので、ここに一つのジレンマに陥つてゐるわけでありませうけれども、やむを得なければ、事いやりしくも言論の自由に關する問題でありますから、刑法なり、実体法であるところの放送法案に入れていただくことは別個の問題だと存じます。

○中村(純)委員 わかりました。

○松本(善)委員 別所さんかと思ひましたが、話は抽象的であつたやうでありますけれども、非常にけつこくな、當を得た御意見で、その趣旨には同感いたすものでございまして、その言葉の中でさう述べられたと思うのであります。協会は、義務教育であるとか民間教育といふやうなもの、それに対する専門的な、いわゆる実態教育といひますか、職業教育ともいひますが、そ

ういふやうな別個の線で發展させた方がよからうといふやうな御趣旨のようになつたのであります。その趣旨に基いて考へるときにおきまして、先ほど梅田さんの言われたジレンマといふ言葉を拝借いたしますれば、私もさういふ感じがいたします。そこでこの点について技術者の出身であられる杉山達郎さんのお話と、吉村さんのお話を伺いたしたのでありますが、梅田さんのお話を拝聴いたしますと、放送局はぶつこわしてしまつて、そして放送を開放せよといふお言葉のように承つたのであります。しかし、実際面において、現在二十有余年やつて参りましたところの日本放送協会の事業に對して、今度新しく出て来るところの民間放送が、はたして對等の競争をして行つたならば、どつちがよいだらうかといふれた場合において、おそれなくあつて、今度新しく出て来るところの民間放送が、はたして對等の競争をして行つたならば、どつちがよいだらうかといふ面からいへば、吉村さんに御批判願ひたいのであります。杉山達郎さんには、現法案におけるところの問題、あるいはNHK關係に許してありますところの波長によつて、いわゆる民間事業といふものは技術的な面においてははたして今後ない得るかどうか、お尋ねいたしたい。まず杉山さんの方から御意見を承りたいと思ひます。

○杉山(達)公述人 NHKをぶつこわすといふ問題であります。これは波長を全部取上げてしまつて、御破算にしてやり直せといふことであります。が、私の考えますところでは、それはむだなことだと思ひます。それはなぜならば、波長といふものは、おれはこ

まるものではありせん。これは國際的な電波でありますから、アメリカその他にも認識されてゐる電波もございまして、その電波自身にもいろいろ歴史がございまして、ですからこれを全部御破算にしろといふ意見は、私は持つておけません。但し道を横になつてばかり歩くことを考へずに、縦になつて一列に歩くことを考へなければいけないと思ひます。それは通行人が多くなつたからであります。具体的に申し上げますと、戦争中に国内で使つておりました波長は十指に満たないものであります。それでもある程度のいわゆる放送といふものは確立されておりました。またNHKの第一放送にいたしました。また、全国放送のプログラムが非常に多くなりました。その点から考へますと、同一周波といふことも考へられまして、これはだれもが安易な方法によつて、安易な技術によつて放送しようといひました。ならば、ここに争ひがあらうと思ひます。技術の面においてある程度努力をして、みながこを考へるうじやないかといふ氣持があらうと思ひます。ならば、私はこわすなどといふことを考へなくても、解決する問題だと思つておきます。

○松本(善)委員 了解しました。次に吉村さんにお伺ひいたします。

○吉村公述人 日本放送協会と民間放送事業とを、日本放送協会をやめてしまつて、民間放送局にしたらどうかといふことについてのお尋ねのように承つたのであります。この点については、午前中吉田会長からお話がありまして、アメリカは民間放送でやっております。それからイギリス等は公共企業体としてやつておるやうであります。わが国はその中間を行きま

して、二本建てやろう、こいうことでございます。これはどちらがいいかといふ問題になると、りくつぱどちらにもつくだらうと思ひます。何しろ今まで日本は、御承知のごとく日本放送協会一本でやつて参つたのであります。これを今急に全然こいうものをやめてしまつて、全部自由競争による民間放送に一ぺんに移して、それがはたしてうまく行くかどうかといふことにつきまして、アメリカの社会的経済的事柄と、わが国の社会的経済的事柄とは、多少異なつておると私は考へるものであります。むしろわが国はややイギリスの方に近いのではないかと考へて、目下のところは二本建てでやるのが當を得たものでないか、かうに考へておるものであります。

○松本(善)委員 丁承いたしました。次に森田さんにお尋ねしたいこととありますが、NHKその他機械のことで、私はちよつと受取れなかつたのであります。たとえば聴取料その他を徴収する際に、どつちに料金を拂つたらいいかといふやうな疑問を持つことがあつた。われわれのちよつと知らないやうなことを教へていただき、再質問するやうで申訳ありませんが、どういふ場合にさういふことが起り得るかといふことを、一応御説明願ひたいと思ひます。

○森田公述人 私の御説明いたしたことは、中波を、NHKのみならず一般業者にも與えよ。そこで分配の問題が當然起つて来るが、この分配といふものには技術面で限度がある。中村先生から先ほど相當の数の電波の余裕が出るといふやうなお話も承つたのであります。しかしこれはNHKも相當辺鄙な

ところまで放送を届かせようとするところ、かなりの波長を使わなくてはならぬと私は思うのであります。それで、その波長に限度がある。しかし、そうかといつて、中波を一般業者に許さぬといふことは、いかに、ある比率を電波監理委員会できるだろうと思ふのです。その場合に同じ中波を持つていても、今中波で申請しておるところが相当新奇な、奇抜な放送、有益な放送といふもので多角的に編成をやつた場合に、NHKの放送を聞くよりも、一般放送を聞いた方がよろしいという場合も考えられる。その場合に、NHKを開かないのに、約五百Kから千五百Kの電波を受取るのだから、聞かなくてもこれは拂わなければならぬといふことになる、非常に感情上の問題が出て来はせぬか。従つてNHKにはあるバンドを興えて、そのバンド内の受信機を所有する者から料金を徴せよ。それでそういうバンドの測定といふものは、決して技術的に困難な問題ではないというわけであり

ます。

○松本(善)委員 一応了承しました。

○飯塚委員 ラジオ日本の別所さんにお伺いしたい。この法案の審議に際してのよい参考になると思ひますが、先ほどあなたのお話の中に、政府は民間放送がやれるならやつてみるという態度であつてはいかぬ。なるほど、そう私も感じております。また民間放送の成立つように法案を審議してはいい、御希望がございましたが、もしも具体的なお考えがございましたら、たとえ民間放送に対する法律の保護だとか、電力、周波数等の割当だとか、あるいは料金等の問題であるとか、何かそ

ういうような具体的な問題がございましたら、簡単によろしくございまして、すから伺ひたいと思ひます。

○別所公述人 お答えいたします。今御質問のように、民間放送がやれるようにしていただきたいということは、先ほど公述しましたように、この問題について考えておる者のひとしく希望するところであらうと思ひます。そこで具体的な問題ですが、この最も根幹をなしますものは、電力、電波であり、電力が、NHKの放送を少しでも妨害するといふような建前から制限を受けると、また周波数として、能率的に非常に悪いところの周波数でなければ、民間側に割当てられないといふふなことであつては、困るわけであります。そこで重点的に電力、電波の割当に対する当局の考慮、それから先ほど技術面で杉山氏からお話がありました、たとえば協会の電波と民間側の電波が重なり合ひまして妨害し合ふというブランク・エーリアの問題、電界強度の決定についての問題、こういう問題について少くとも民間側でおそれ、かつ心配しておられますことは、この基礎は現在の協会を目標にしたものであつて、妨害するといふ言葉の意味は、協会の電波を妨害するものであるといつたような解釈が、一般に行われておると思ひますので、これらを懸念いたしまして、特別のNHKの性格をこれから育てて行くために必要とするといわれるところの、国家的保障といふものを置いておる限りにおいては、やむを得ないと思ひますのであります。その以外の面における協会に対するこの問題の処理と、民間側に対するこの問題の処理を平等に

し、なお先ほど混信分離の問題につきまして、政府当局も御考慮いただきたいといふことを申し上げたのですが、その意味は、民間側においても太に自発的に推進するでありまして、同時に、政府といたしましては、できるだけこの線の助長をしていただきたい。それからたとえば民間放送の企業的な、経済的な面につきまして、非常に大きな不安を持つて出発するわけでありまして、これも一つの具体的な方法といひまして、これが可能であるか、いはば別として、希望として申し上げれば、ある暫定期間の営業税の免除といつたふうな特典が、與えられないものであつかうか。それから資金融通等、例の優先順位の場所を、せめて乙の上ぐらにおとりはからい願ひないものであらうか。かりに十キロ程度のものを計画いたしますと、一億五千万円ぐら

いの費用を要するわけでありまして、しかもこの経済の困難な時代におきまして、約一億の設備を要するような現状から見まして、どうしてもこういうふうな低金利の処置を受けなければならぬ。これに対して国家としてできるだけの御援助をしていただくならば、民間放送側は非常に安心して、シユアーな経営の緒につくことができるであらうと思ひます。繰返しますが、電力、電波の割当に対する御考慮をいただくことが、かんじんだと思ひます。それから電波相互干渉に対する考え方を、民間側とNHK側と同一の條件において御考慮願ひたい。なお広告税は免除されるのであります。で、できれば暫定期間の営業税の免除、それから資金融資待遇、それらのことを今の御質問に対してお答えいたします。

○中馬委員 杉山勝美さんにお伺ひたいと思ひます。先ほど来電波、波長の独占、NHKが持つていて、いろいろな関係によりまして、民間放送に対して、門は形式的につくられたけれども、通らんとしたも道路もなければ電燈もついていないので、ほとんど絶望的であるといふ御意見を承つたのであります。もしかりにこの原案が、そのまま通つたといひますならば、そのまゝ民間放送が事業的に成立し得るものであるかどうか。あるいはまた、たゞ絶望しなければならぬものであるかどうかについて、御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○杉山(勝)公述人 この法案がこのまゝ通りまゐつた場合には、非常に困難な経営状態になる、こういう不安を持つております。しかも私が公述いたしましたように、民間の企画をしておりまゝうちに、これは絶対だめだと初めから敗北主義を掲げて、そのために、たとえ民間局は一つでいい、それ以上になると経営的に成り立たぬ、こういう言をなすものが民間側にもあるものであります。しかし私はそれにも賛成できない。非常に不安はあるが、何とか乗り切ることができ。こういう自信と抱負を持つております。これは実際にやつて見なければわかりませんが、絶対に不可能ではないといふ抱負と確信を持つておる次第であります。

○受田委員 吉村先生にお尋ねいたします。あなたのお考えになつておる経営委員会の構成であります。あなたは合議制に対して賛意を表しておられないうでありますが、これがこのごろこれに類似したあらゆる法案に出て来る形態なのです。それで、これとほと

んど同じものが、文化財保護法で今構想を練られておるのですが、こうした合議制に八人とか五人とか限られて人数が出る、これは八地域を代表するものであります。地域代表といふことがあまり強くなり過ぎて、各層各階の権威を網羅することができないので、人数という問題について、合議制であるならば、多し多し方がいいか、少しい方がいいかという問題が一つ、それから経営委員会の委員は無報酬になつておるのですが、こうした重要な任務を担当しておる人たちに、無報酬といふことが安当であるかどうか。この二つについての御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○吉村公述人 今お話のありました経営委員会が合議制であることには、反対でないであります。私の反対いたしましたのは、監督官庁としての電波監理委員会が、合議制であるということに対してであります。お尋ねの第一点の経営委員会の人数の問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。かつてイギリスでハルダ・コミッティーといふのができました。協賛する場合の人数を研究したことがありますが、それによりますと、大体ラウンド・テーブルをぐるつと取巻いた十二、三名といふことが出ております。まあそのくらいの程度で、あまり多くない方がよろしいと思ひます。アメリカのカウンシル・マネージャー・プランでは大体五名であります。委員数は偶数よりは奇数であることが、原則として望ましいと私は思つております。これは会長を加えて九人になつておりますが、先ほど申し上げましたように、会長がすでに経営委員会の委員

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

大きな運動を起す必要があると思つてゐるが、これに對する見透しで、それからこれは無線放送に限つてでありましたが、將來有線放送といふことも當然考えなければいけません。その有線放送といふようなものを、この無線放送とあわせて考へるという、これに對するお考え、この二つをお願いする。

それから杉山勝美先生は今朝來非常に御熱心に、杉山ここにお残りいたゞいて、御研究をしておられるその真摯なお姿に深く頭をたれるものでありますが、この民間放送のためによりかゝやろうという御熱意に、私は非常に敬意を表します。それについて今朝來の公述の際に、現状において協会の放送と民間の放送の調和がとれない場合においては、特殊の受信装置によるところの、独特なる受信網を設けてでも、對抗する用意があるといふお話がありました。これほどの御決意に對するこれも見通しを述べていただく。

以上の点をお尋ねして質問を終りたいと思ひます。

○森田公述人　私は島ある、は非常に山奥で、電力線の行つていないところへ放送を聞きたいといふような方のためには、従來電池式のものを使用されておりましたが、電池式の中にも乾電池を使用するものと、蓄電池を使用するものと二色あるわけです。それでこれは非常に安くできるのですが、この乾電池の方は経費がかかりますから、できた小規模のガソリン・エンジン車を部落に一つ設けまして、蓄電池を充電しながら使つていただく。これが経済的ではないか。今一般に使つておるような交流の受信機は、絶えずガソリン・エンジンを動かしていなければなら

らぬ。騒音がやかましい。またその番人もいるわけですから、蓄電池式で小型ガソリン・エンジンで充電して使用するというようなことを、島などの電力のないところの方はやりになつたら一番いい、こう考えます。

それから有線放送の問題ですが、この有線放送というものは、電力の節約という一つの問題がある。放送電力を節約し得るといふ一つの問題、それから周波数は、今の周波数よりもっと高い周波数を使い得るといふ点、あと一つは電波を国外に出さないというやうな場合に、たとえばここで発射した電波をソ連地区に——こういう例をとつていいか悪いかわかりません。これははなはだまずいかもしれないのですが、あるいは中共に聞かせたくないというやうな場合に、電波の伝播範囲を局限し得るといふやうな利点があるのですが、これはあまりやらない方がいいと思うのです。こういうたやうなことはやめて、むしろ進歩的な、いわゆる超短波のFMの放送をやる、テレビをやるというやうな方向に金を使つた方が、より効果的だと私は考えます。

○杉山(勝)公述人 受田議員からの御質問であります。私はきやうの公述の結びといたしまして、門が小さくてどうしてもくれないというやうな場合には、その門を押し倒し、乗り越えまして、突進する勇氣があるということを申し上げたのでありますが、これは非合法的なことをやるということとを申し上げたのではなくて、先ほど御質問にありましたやうに、NHKの標準放送を全然キャッチしない。たとえばラジオ日本の放送だけ、あるいは朝日放送の放送だけ聞ける機械をつく

りまして、門が非常に狭くてどうしてもくれないという場合には、そういう奥の手があるということをや、一つの例として申し上げただけでありまして、まだその奥の手を全部ごひろうしてはおかしいと思いますが、たとえば現在NHKがありまして、非常に料金をよく拂つていらつしやる。二十四年度においては収入は三十二億、こういうものを全部拂つておる。これは大体新聞におきまして、購読料をよく拂つておるのでありますが、放送の方も非常によく拂つておる。これは聞いても聞かなくてもよく拂つております。しかしもしももう一ついいものができまして、その方が聞けるやうな場合には、NHKは倒れてもいいということになる。そうなりますと聴取者の皆さんは、たとえば三十五円というものを不拂いするといふことはできると思ふのであります。三箇月不拂いする

と、NHKは非常な打撃だと思ふ。その場合にNHKはどういう手段をとるかと思ふ。そうしますとNHKは不拂いのものに順次一軒ずつ民事訴訟をして行かなければならぬ。八百三十万の民事訴訟をしなければならぬ。これではたちまちNHKはつぶれてしまふ。そういういろ／＼な奥の手もあるといふことだけ御承知を願いたいと思ふ。

○辻委員長 本日はこの程度にとどめます。

この場合、一言公述人の皆さんに御挨拶を申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、長時間それ／＼御専門のお立場から、きわめて貴重な御意見を御発表いただきまして、わ

れわれ法案審査の上に、非常に有益なる参考に相なつたことを、厚くお礼を申し上げます。

明日は午前十時から第二回の公聴会を開くことに相なつております。念のため申し上げます。これをもつて散会いたします。

午後五時五十五分散会